

# 決算審査特別委員会

平成20年9月12日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 2号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について  
議案第 3号 平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について  
議案第 4号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について  
議案第 5号 平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について  
議案第 6号 平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について  
議案第 7号 平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について  
議案第 8号 平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について  
議案第 9号 平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

## 出席委員（11名）

委員長	嶋田茂樹	副委員長	林俊介
委員	日下昭治	委員	佐久間茂樹
委員	木内欽市	委員	柴田徹也
委員	滑川公英	委員	景山岩三郎
委員	伊藤房代	委員	島田和雄
委員	伊藤保		

## 欠席委員（1名）

委員 嶋田哲純

## 委員外出席者（2名）

議長 明智忠直                      副議長 平野浩

## 説明のため出席した者（40名）

副市長	鈴木正美	病院事務部長	伊藤敬典
財政課長	平野哲也	税務課長	野口徳和
保険年金課長	増田富雄	高齢者福祉課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	下水道課長	中野博之
会計管理者	渡辺輝明	水道課長	堀川茂博
監査委員 事務局長	林久男	国民宿舎 支配人	野口國男
病院事務次長	石鍋秀和	病院經理課長	鈴木清武
病院整備室長	鎗木友孝	病院医事課長	加藤勝治
病院整備課長	永嶋英和	病院契約室長	太田信春

**事務局職員出席者**

事務局長	宮本英一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開議 午前10時 0分

○委員長（嶋田茂樹） おはようございます。

きのうに引き続きまして、大変ご苦労さまでございます。

今、米の収穫も最盛期を過ぎまして、豊作が予想されているようでございます。その中におきまして、きょうの新聞あたりを拝見しますと、米穀加工会社、三笠フーズが汚染された工業用の事故米を食用と偽り転売し、病院や高齢者福祉施設、保育所など119か所に食用として納入され、一部がおこわやもちなどとして提供されたことが分かりました。福田首相は太田農林水産大臣を呼び、事故米の食用転売問題について事実関係の全容解明と公表、再発防止策の検討を早急に行うよう指示しておりました。我が地域の米の販売に影響がないよう願うものであります。

それでは、きょうの出席委員は11名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

きのうに引き続きまして、明智議長と平野副議長に出席をいただいておりますので、代表して明智議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

2日目ということで、委員の皆さん方には大変お忙しい中、大変ご苦労さまでございます。また、執行部の皆さん方にも、ご説明のためにご出席をいただきますことを心から感謝を申し上げます。

今、委員長から話がありましたように、米の問題、非常にいろいろ世間を騒がしているわけであります。今、米の収穫も終わろうとしている我々にとりましても本当に、非常に立腹といいましょうか、腹立だしい問題でありまして、生産者、消費者、このことを十分わきまえて、これからの農業、そういうものを確立して自給率の向上を目指していきたいなど、そんなふうに改めて思うところであります。

きのうは、台風の卵の影響で大雨というようなことで、そしてまた、きょうは真夏に戻ったというような、そんな暑い中でありまして、きょうは特別会計、企業会計、8本の決算審査ということでありますので、ひとつ慎重にご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。ごあいさつに代える次第でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

議案説明のため副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

昨日は一般会計のご審議、ありがとうございます。昨日に続きまして決算審査特別委員会2日目ということで、委員の皆様、また議長、副議長、ご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の決算審査特別委員会にご審査をお願いいたしますのは、先ほど議長から話がありましたように特別会計と公営企業会計の各決算議案でございます。執行部といたしましても、昨日に続きまして、皆様方のご質問に簡潔に答弁をさせていただけるよう努めますので、よろしくどうぞ審議のほうをお願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

ここで鈴木副市長は、所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

（副市長退席）

再開 午前10時 5分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号から議案第9号までを一括して議題といたします。

それでは、本日の日程についてでございますが、議案第2号から順次審査を行います。また、会場の都合により、担当課の入れ替えを議案第2号から議案第9号までの8議案を三つに区分して行いたいと思います。初めに、特別会計の議案第2号から議案第4号までを、次に、議案第5号と議案第6号、最後に企業会計の議案第7号から議案第9号までの三つに区

分して担当課の入れ替えを行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願ひいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） すみません、財政課ですけれども、今、議案第2号に入る前に、昨日の日下委員の、いわゆる賃金の関係を私どものほうで聴取しましたので、これをご報告させていただきますよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） では、お願ひします。

○財政課長（平野哲也） それでは、委員長の許可をいただきましたので、きのうの放課後児童の関係、それから、つどいの広場の関係の賃金の関係でございます。

決算資料の30ページをお開きいただきたいと思ひます。決算書ではなくて、決算説明資料のほうでございます。

決算資料の30ページの中のつどいの広場の中で、臨時雇いの賃金が、こちら、つどいの広場のほうは時給1,100円、それから決算資料のほうの81ページになりましようか、放課後児童健全育成事業の中の臨時雇い賃金、こちらが920円になっている、この違いは何だというご質問でございまして、それぞれ担当課は、もう既に福祉のほうは過ぎ去った後ということで聴取しましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、基本的に放課後児童のほうベースになっております。ベースというのは、放課後児童のほうの臨時雇い賃金は、旧来の旭市から引き継いだ保母さんの1日当たりの賃金を、これは現在では7,300円になっているんですけれども、これを8時間で割りまして912円ということになりますので、切り上げて920円、これは旧来、旭市では保母さんを指導者として雇っていた経緯があつて、これがこのままつながってきたということで1時間920円と。

それで今度反対に、つどいの広場のほうなんですけれども、こちらは1,100円と高いんですけれども、これはつどいの広場のほうにつきましては、担当課のほうにお聞きしましたら、いわゆる親御さんの相談事業、相談、アドバイスも一緒にやっただいていと、担当の保母にですね。そういったことから、やはり保母がベースなんですけれども、同じ保母さんでも延長保育をやっているときの保母さんの単価ということで1,100円ということで違いが出ていたというような説明がありましたので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） ありがとうございます。

それでは、担当課より補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

保険年金課長。

○**保険年金課長（増田富雄）** それでは、旭市国民健康保険事業特別会計決算につきまして、決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げます。

説明資料のほうをよろしくお願いたします。最初に1ページをご覧ください。

世帯数と被保険者数の推移でございますが、平成19年度の欄をご覧いただきたいと思ます。年間平均でございますが、世帯数は1万5,284世帯で前年度比0.4%の減でございます。

次に、被保険者数の総数でございますが3万7,080人で前年度比2.3%の減となっております。年々人口が多少なりとも減少している中に伴い、国保のほうも比例して減ってきているということが言えると思ます。

続いて、国保加入率の推移でございますが、世帯割合でいきますと、住民基本台帳における旭市の世帯数は2万3,335世帯で、そのうちの国保世帯は1万5,277世帯となっております、その占める割合は62.5%となっているものでございます。人数で換算いたしますと、旭市の住基人口は6万9,536人、国保被保険者数が3万6,597人となっております、その占める割合は52.6%となるものでございます。

2ページをお開きください。

保険給付の状況でございますが、下の合計欄をご覧いただきたいと思ます。一番下になりますが、平成19年度における保険給付費の総額は48億2,501万7,000円となりまして、前年度比1.8%の増となっております。1人当たりで申し上げますと15万7,809円となりまして、前年度比で3.5%の増となっております。

3ページをご覧ください。

右上の短期人間ドックについて申し上げます。内容といたしましては日帰りのコースと1泊2日のコースがございまして、平成19年度におけるそれらの合計件数は399件となっております、前年度比で18.4%の伸びとなっております。

続きまして、4ページをお開きください。

保険税の収納状況について申し上げます。平成19年度の現年度分でございますが、25億7,305万5,000円を収納いたしまして、収納率は88.8%となるものでございます。

次に、平成19年度の滞納繰越分でございますが、収入済額が1億6,631万7,000円、不納欠損額が7,422万8,000円となりまして、収納率は14.7%でございます。

5ページをご覧ください。

国保被保険者のうちの老人保健該当者の給付状況についてご説明いたします。この表の平成19年度の欄をご覧ください。老人保健の対象者数は6,505人であります。その下の表の合計欄をお願いいたします。平成19年度の保険者負担額の合計ですが、30億7,430万円となりまして、1人当たりいたしますと47万2,606円になるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

滝郷診療所の状況についてご説明いたします。平成19年度1年間における診療日数は243日で患者数は8,115人でありました。したがって、1日平均の患者数は33.4人となるものでございます。前年度比では10.5%の減となってしまいましたが、この要因は主治医であります磯村先生の都合によりまして、1日診療の部分を一部半日診療に変更したためでございます。診療収入におきましても6,364万9,000円となりまして、前年度比2.6%の減となったものでございます。

以上で平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 決算に関する説明資料の中で3ページ、今説明をしていただいた短期人間ドックについてお尋ねしたいと思います。

日帰りとは1泊2日の2コースがあるそうですが、それぞれ受診者数はどのぐらいなのか。それとかかる病院ですか、どこで診察を受けたか分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、柴田委員のご質問にお答えいたします。

短期人間ドック事業で、1泊2日の部分と日帰りのコースがあるんですけども、そのおのおの受診者と、その受診した医療機関ということで申し上げたいと思います。

人間ドックの受診できる機関につきましては旭中央病院と田辺病院と飯倉医院、この3病院がでございます。しかし、平成19年度の実績におきましては旭中央病院1機関だけでございます。おのおのこの旭中央病院の中の1泊2日のコースでございますが、ここで受けた受診者数は285人、日帰りコースにつきましては、これは男性が63人、女性が51人、合わせて114人でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） 受診者数の件数を見ますと、特に平成19年度に来てぐんと伸びているようです。この辺はどんな成果があつて増えたのか、その辺の状況をちょっと教えてください。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 確かにこの表で見ますと平成17年度に300人、平成19年度で399人、合併後で約100人ほど伸びてございます。その理由といたしましては、一つちょっと考えられるのは自己負担の割合でございますけれども、合併前につきましては、旧飯岡町が85%の助成、あとほかの1市2町については70%の助成ということでございましたけれども、平成17年度の合併後につきましては、全部旧飯岡町の助成率に合わせまして85%の助成ということが浸透してきたのかなというのが一つの例に挙げられると思います。

あともう1つとしまして、今、健康に皆さん、関心を持つような形になってきています。その辺が大きな理由かなというふうに推察されます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） その結果はとらえていますか、がんが何件発見されたとか、そういったことが分かれば教えてください。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） その辺につきましては、健康管理課のほうで行っております、がん検診とか、そちらのほうだと、その後のフォローというか保健指導等をやっているんですけれども、この人間ドックのほうの分につきましては、その結果というか、受診したということしかちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 3点ほどお伺いします。

まず、国保税の収納率についてお伺いしますけれども、資料としましては、監査委員が出された資料の61ページなんですけど、これを見ますと調定額に対する国保税の収入済額の割合が68%になっております、一番上ですね。相当数字としては悪いなというふうな感じを受け



ておりますけれども、これはこれでいいですよ、68%。その中で二つに分かれると思うんですが、この一般被保険者、それと退職被保険者等、それぞれの調定額に対する割合がどのくらいかお伺いをします、まず第1点目。

それから二つ目ですけれども、決算書の363ページの、これは備考のところの一番上なんです、督促手数料75万円余りありますが、これは督促した手数料が満額入っておりますけれども、これはほぼ満額入っているということですか。どんなものか、ちょっとご説明をお願いします。

それと決算書の405ページ、備考欄の下段のほうになりますけれども、医薬品衛生材料費、これは滝郷診療所の部分だと思っておりますけれども、支出の中でかなりウエートを占めている部分ですけれども、これが診療所で購入されていると思っておりますけれども、中央病院あたりはかなり安く仕入れるような努力をされていると思っておりますけれども、同じような価格で、これは購入されているのかどうか、その辺をお伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 保険税の徴収率についてお答えいたします。

監査意見書の徴収率が68%といたしますのは、現年課税分と滞納繰越分を合わせた合計、トータルの徴収率でございます。それで、現年分と滞納分に分けますと、本年度現年分の徴収率は88.78%、滞納繰越分のほうは14.75%という状況でございます。

それから、一般と退職に分けてというお話でございますけれども、まず一般の被保険者分、これについては医療分と介護分を含めまして87.91%、それから退職被保険者分は医療分と介護分を含めまして96.32%、これは現年課税分ですね、そういう状況でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 滝郷診療所の医薬品の購入の件でございますけれども、この件につきましては競争入札で薬品の納入業者4社から見積もりをとりまして、それで決定しているような形でございます。この件で中央病院ともちょっと相談したんですけれども、中央病院のほうの医薬品の購入数量ですか、こちらはたしか薬品だけでも80億円とか、ちょっとはっきり分からないんですけれども、かなり大量に薬を買っております、うちのほうと同じような形で、本来は同じ単価でやっていただければ一番いいんですけれども、どうしても数量も違いますし、その辺は中央病院の定価には至らないというふうにご認識しております。

○委員長（嶋田茂樹） 督促手数料の答弁漏れがあると思っておりますけれども……。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 363ページの督促手数料は、国民健康保険で滞納者に対する督促手数料でございます。75万630円です。

○委員長（嶋田茂樹） 嶋田和雄委員。

○委員（嶋田和雄） それは分かっていますが、督促状のことなんですか、それがまず第1点。

それと、その前の質問ですけれども、徴収率のほうですけれども相当悪いという中で、国保税、それから市税の部分、ほとんどこれは同じような人が同じような滞納をされているというふうに考えていいのかどうか。同じようで、また督促についても同時に税務課のほうでやられているのかどうか、その辺ですね。

それと、医薬材料費ですけれども、これは中央病院のほうから分けていただくとか、そういうことはできないのかどうか、できる部分がないのかどうかお伺いをします。

○委員長（嶋田茂樹） 嶋田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、督促手数料についてお答えいたします。

まず、この督促手数料につきましては、現年課税分について納期を過ぎた方について、法令でもって納期を過ぎてから20日以内に出すことになっております。そういう関係、現年課税分でございます。

あと、滞納者につきましては、督促状のほうですが効力がございますので、その次は催告書ということになります。これについては督促手数料、郵送で50円ということで約1万5,000件分です。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 中央病院のほうから分けていただけないかというようなご質問でございますけれども、中央病院のほうでもその辺は作業的に難しいということが言われております。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） もう一つ答弁漏れがございました。

それから、国民健康保険税と他の地方税の対象者ですけれども、国保加入者については、他の税も滞納している、ほとんど多いと、兼ねております。もちろん国民健康保険税しかかからないという場合も考えられますけれども、均等割くらいはかかります市民税がありますので、それとあと資産がある方は固定資産税もかかるしということで、ほとんど共通してい

る方が多いということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 同時に税務課のほうで徴収しているということではないでしょうか。そういうことであれば、徴収率が市税と国保税でだいぶ開きがあるということで、ということでは市税のほうを優先されているのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいこと。

それともう1点は、督促状の件ですけれども1万5,000件督促状を出されていると。収入済額が75万円か、ありますよね。これは何、督促状を出して、その方からいただいたということでしょう。ということは、督促状を出した方が税金も払ってくれて、それでプラスこの分を払ってもらったということになるんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 督促手数料については、税金が納入されて、例えば延滞金と併せて督促手数料も徴収するということでございます。

それから、先ほどの徴収率の関係ですけれども、まず市民税のほうは特別徴収と普通徴収がございます。日下委員のご質問にもお答えしましたけれども、特別徴収のほうはほとんど100%近い数字、それから平均すると普通徴収のほうは90%ちょっとですけれども、平均すると特別徴収分があるから住民税のほうが徴収率がいいということでございます。もともとこの国民健康保険税に加入している方については、退職とか社会保険へ入っていた方が国民健康保険のほうに入るとかで、収入の最も低い方が加入することが多いということで、もちろんそうでない方もいらっしゃいますけれども、圧倒的にそういう方が多いということで、全体的には徴収率が低下するというところで、税目の違いでもってこういう関係が出てきます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 督促状の件なんですけれども、予算を立ててこれだけ75万円、ほぼ満額この収入になったということは、督促した部分については税金が納められたというふうに考えていいのでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 先ほどお答えしましたように、延滞金等と合わせて本税も徴収しますので、そのとおりだと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、納税されない部分については、督促状とは違った部分での滞納ということになるんですか。督促状で出した分については納税されているというふう  
に考えられるとすれば、それ以外の部分で滞納が発生しているということになるんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（野口徳和） それではまず、先ほどもお答えしましたけれども、督促状を出すのは現年課税分で納期が過ぎた方、滞納繰り越しの方について、督促ではもう効力が発していますので、催告書の発送ということになります。その違いです。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありますか。  
日下委員。

○委員（日下昭治） 今の督促状の関係ですけれども、ちょっと私もこれは予算にはなかったんじゃないですか、これ。予算は1,000円ではないですか、ここの欄は。そういう形だから100%いくんじゃないの。ちょっとその辺、予算書持ってきませんでしたので、私の見間違いか分かりませんが、それと徴収率関係、今、低い低いと島田委員のほうも話にございましたけれども、そこらはぜひ高くしていただきたいというのが私どものお願いでございます。その辺よろしくお願ひしたいなと思います。

それと市税徴収補助員という形で一般市民税と国保税、1人ずつありますよね。ここは基本的な徴収されたものについてプラスされるというか、話は過去聞いておりましたけれども、その辺、二方はもう何年か経験されている方で来ているのか、ときには代わってくるのか、担当を分けてありますけれども、国保部門と市税の二方の中で、年によっては代わるとかなんとかするとか、その辺があれば、またお願ひしたいなと思います。

それともう1点、費用に関して、決算書の385ページに、国保保健指導事業の委託料なんですけれども、説明していたのは、保健指導業務委託料339万5,549円ですか、その委託業務というのはどのような形を委託していくのか、その辺ちょっとお願ひしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、督促手数料の予算の件ですけれども、お手元の決算書の362ページのほうに、督促手数料については予算は当初予算から76万4,000円を組み込んでございます。

（「予算書には入っている」の声あり）

- 税務課長（野口徳和） この決算書のほうを見ていただければ分かります。  
（「予算書は」の声あり）
- 税務課長（野口徳和） もちろん入っています。  
（「1,000円ではなかった」の声あり）
- 税務課長（野口徳和） いいえ違います。もう決算書のとおりでございます。当初予算額に載っています。
- 委員長（嶋田茂樹） 日下委員。
- 委員（日下昭治） そうしますと、現年度分は最初から督促を仮定しているんですか、1万五千何件というのは。
- 委員長（嶋田茂樹） 税務課長。
- 税務課長（野口徳和） あらかじめ申し上げましたけれども、ある程度こういうのは見込めますので、見込める予算についてはとっておくということでございます。  
（発言する人あり）
- 委員長（嶋田茂樹） 税務課長。
- 税務課長（野口徳和） 今、私が言いましたのは、363ページの使用料及び手数料の督促手数料の件で説明しましたがけれども、今、日下委員の言われたのは、その前のページの被保険者一部負担金の1,000円の話ではないでしょうか。  
（「そうしたら勘違いかもわかりません。分かりました」の声あり）
- 委員長（嶋田茂樹） 税務課長。
- 税務課長（野口徳和） それでは続きまして、徴収補助員の件についてお答えいたします。お二人いらっしゃいまして、これは合併前から旧旭市のほうで採用した方でございます。それで実際の税の徴収につきましては、国民健康保険税と一般というふうに分けては徴収できませんので、すべて同じように業務をやっております。ただ、予算上で一人ひとり分けていくということでございます。  
（「何年くらい経験があるんですか」の声あり）
- 税務課長（野口徳和） お二人とも5年ぐらいの経験がございます。
- 委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。
- 保険年金課長（増田富雄） それでは、385ページの国保保健指導事業、決算額344万3,549円の事業の内容についてご説明申し上げます。  
この事業につきましては、全額国庫補助金がいただける補助事業となっております、こ

の内容といたしまして、55歳から60歳の抽出した2,000人に対しましてアンケート調査を行ったものでございます。それに対しましてアンケートの回答をいただいたのが887人からいただいております。内容といたしましては、生活習慣あるいは健診結果等の分析を行いまして、それで旭市の国保のほうの、どういうふうな生活習慣、どういうふうな病気を抱えているかとか、そういうような分析とともに、改善を要する人に対してはアドバイス報告を行っているような事業でございます。

(「どこですか」の声あり)

○保険年金課長(増田富雄) この委託先ですか、東京にありますセコムという会社です。警備保障とは関連はありますけれども、こういう医療の分析を行う会社でございます。

○委員長(嶋田茂樹) 日下委員。

○委員(日下昭治) そのような大事なことで、これだけの金額が必要になるんだろうと思いますけれども、今、説明を聞くとアンケートということで、アンケートをするくらいで、それだけのものが今度は必要になるのかなというような感じもするんですけれども、アンケートだけではないでしょう、それは分析ということになれば、それは大変な作業になるかと思えますけれども、その効果、その辺を分かればお願いしたいと思います。

○委員長(嶋田茂樹) 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。  
保険年金課長。

○保険年金課長(増田富雄) ちょっと申し忘れたところがありまして、アンケート調査を基に分析だけではなくて、その中でまた30名ほどに対しまして保健指導、要するに看護師か保健師の訪問指導を行いまして、その結果といたしまして、いろいろ高血圧とかいろいろありますけれども、その辺について改善の結果が見られたというのが10人ほどいたというような効果がありました。

○委員長(嶋田茂樹) 日下委員。

○委員(日下昭治) 保健師の指導というのは、保健師はまだこの費用は別なんですか、これは。この中に入っているんですか。

○委員長(嶋田茂樹) 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。  
保険年金課長。

○保険年金課長(増田富雄) この事業の中に入っております。だから、市の保健師が行ったわけではございません。

○委員長(嶋田茂樹) 日下委員。

○委員（日下昭治） 結果ですから、これは終わった決算書ですけれども、いや、効果というのをいろいろ聞きますと、10名ぐらいがいろいろ指導の業務に入ったと。幾らですか、最初のやつは、何人でしたっけ、対象は……。

（「2,000人」の声あり）

○委員（日下昭治） 2,000人で最終的には10人ぐらいと。

（「2,000人に対してアンケートの回収が887……」の声あり）

○委員（日下昭治） アンケートが、だからそういう確かに八百何人ぐらいのもの、これだけかける効果があるのかなということなんですけれども、その辺、内部的に検討することがないのかあるのか。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 特定健診、特定保健指導というのは平成20年度から始まっております。その関係で、平成18、19年において、ちょっと助走期間的なもので、この事業を取り入れたんですけれども、その分につきまして、全額国が補助金をくれるということで、それによってやったものでございます。

以上です。

（「昔はなかった」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） ないです。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほど課長は、医業費、中央病院からはもらえないと。要するに通していただけないと。でも、中央病院というのはこの東総地域、県下の中でも医療費の中で、そういうような係る経費、それについては県下で最低の購入額でやっているんですよね。それでこの滝郷についてはあれですか、全然関係ないんですか。医師が派遣されているんでしょうか。その中で医業費だけが別会計であるというのは、どう考えたって3,000万円、人件費が三千何百万、そのほかに医業費が3,000万円ある中で、どう考えても、それは行政の怠慢ではないですか。でも、ちゃんと看護師のほかに事務員もいるわけでしょうよ。絶対これはやっていただく必要があると思いますが。県下でも一番安く、旭中央病院は購入しているわけですよ。その中から分けてもらうことができないということは、同じ市立病院、ましてや、その翼下にある診療所ができないというのは、どう考えても怠慢ではないでしょう

か。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今、滑川委員からご指摘の部分について、うちのほうでも中央病院とかけ合ったところがございますけれども、うちのほうの年間で使う薬品の種類としては、だいたい400から500品目くらい、中央病院についてはちょっと分かりませんが、千単位、数千種類くらいあるかと思いますが、それで、うちのほうで購入する頻度といたしましては、月1回くらいの購入、中央病院につきましては、何か毎日のように入ってくると。例えば今、滑川委員がおっしゃいましたように、その中に例えば滝郷診療所分で使うやつが何千種類の中に500種類くらい入っていた場合には、その仕分けは誰がやるんだとか、その辺もちょっと言われたところがございます。その辺について、滝郷診療所でも看護師あるいは事務員、あとお医者さん、そういうような体制で、誰がそれを取りに行くのかとか、その辺ちょっと実務的に難しい部分がちょっとございまして、それならば独自にうちのほうで購入したほうがいいかなというような形でやっているところがございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 中央病院は何億もかけて物流システムを構築しているわけですよ。去年から多分電子カルテを導入したということで、机上の在庫まで分かるような状態になっている中で難しいというのは、だからあまりやりたくない、でも現実に、本当に安く買っているものを何で高く買わなくちゃしょうがないのかと。ただ面倒だけでは済む問題ではないのではないですか。その分やはり削って、住民サービスに投入すべきことであって、これは面倒だからやらないという方向では、市立病院の中では日本でも有数な病院を持っている中で、それを利用しない手はないと思いますから、ぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 検討させていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまです。

きょう、私来て、早速この説明資料に書いてあるようなことをお伺いしようと思っていたんですよ。実にいい表が出ていまして、これで聞かなくても済んだなど。ただ、いただいて、きょう初めて見て、余裕がなくて不勉強で申し訳ないんですけども、それで拝見さ



せていただきまして、この表の中で特に滞納繰越分なんですけど、平成19年度の7,422万8,000円というのは決算書と合うんですね。ただ、この収入未済額というのは、これは累積ですか、8億円というのは。単年度ではないですよ、年々増えていきますけれども。平成19年度の滞納繰越分の中の四つの数字で、合っているのは7,422万8,000円というのだけなんです。何かちょっと決算書の361ページですけども、それが1点。一括だということなのでちょっと先に、でもいいですか。できればこの表で、現年度分で1世帯当たり、1人当たりと書いてあるんですけども、この欄があるとありがたいなと。金額的には多分これは累積、では1回切りますよ。収入未済額というのは累積か単年度かという話、1回いただきまして。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） では、佐久間委員のご質問にお答えします。

まず、調定額のほうの滞納繰越分の関係なんですけれども、これは日下委員のご質問にもあったんですけども、市税のほうですね、収入未済額のほうと前年のやつの数字が合っていないということについてお答えいたします。

まず、この金額の違いにつきましては、社会保険の加入の未手続き、あるいは住民税の減額更正のやつで、こういう調定額が動いてきます。

それで、決算書の361ページをご覧いただきたいと思います。

まずこの361ページのほうで、医療給付費分の滞納繰越分の調定額が10億579万7,514円となっております。それで平成18年度の決算の収入未済額との差が581万1,203円ということで減となった……

（「表ですか」の声あり）

○税務課長（野口徳和） 決算書の361ページのほうの医療給付費分滞納繰越分というのがございまして、そこの調定額の数字ですね。

（発言する人あり）

○税務課長（野口徳和） 佐久間委員のご質問のほうは、このことではなくて……

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 説明資料の4ページの平成19年度の滞納繰越分という、調定額が11億2,794万3,000円、収入済額が1億6,630万円、不納欠損が7,422万8,000円、収入未済額が8億8,700幾らと書いてありますね、これで7,420万円というのが合うのが、その361ページの不納欠損の一番上、これは合っていますね、その左右がちょっと合わないんで、それがどう

かなということなんですけれども。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、合わない理由については先ほど言ったんですけれども、これは二つに分かれていますので、今、私が10億幾らと言ったのは、これを分けて言ったもので、例えばこの医療分のほうで、上のほうですね、医療分については10億2,221万2,000円になっているということで、決算書のほうでは数字が違うということで……

（「滞納分だけ……」の声あり）

○税務課長（野口徳和） 滞納繰越分ですね。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） なるほど、分かりました、すみません。区分の3、4だけということですね、だから不納欠損だけで合うわけですよ。

（「はい」の声あり）

○委員（佐久間茂樹） ここに書いてある表はそうなんです。だから決算書のほうは、トータルで収入未済額は12億円になっているわけですね、現年度分が入るとということなんです。そうすると、この表は現年分が入っていないということですよ、滞納繰越分だけだ、そうだね、確かに。そうすると8億8,000万円に3億2,000万円を足すということですか、それがこの12億円になるということですね、それでよさそうですね、合計で12億円になると。

○委員長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 4ページの表でいいますと、現年分ございますね、平成19年度の現年度分の数字で処理未済額がトータルで、例えば3億2,507万3,000円がございますね、この数字と滞納繰越分のほうの8億8,739万8,000円を足しますと11億2,794万3,000円になるということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 分かりました。どうもすみません、ありがとうございます。

ただ、決算書のほうは現年分と滞納繰越分を足して12億1,200万円と書いてあるんですよ。

それで、もう1個お伺いしたかったのは、この滞納繰越分のほうにも、1世帯当たり、1人当たり、平均でももちろん結構ですけども、そうすると滞納繰越分が、最初にこれは聞きましたけれども、もう累積でいいわけですね、そうするとね。だから、累積で毎年増えているわけです、平成16年度からずっとわずかながらでも金額的には増えています。それで、件

数あるいは人数的にどうなのかなど。多分増えているんだろうと思うんで、その辺の1世帯当たり、1人当たり、できれば人数、3行くらい入れていただくとありがたいなど。人数が分かれば、今ちょっと教えていただけますか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 佐久間委員にお答えする前に、嶋田委員の督促手数料の件について補足して説明させていただきます。

国民健康保険税については8期に分かれていまして、その中で督促状を出す件数については、1年間に2万6,000件と。1回当たり3,200件ほどの督促状が出ます。それであらかじめ見込める督促手数料について予算を見込んでいるということでございます。

次に、佐久間委員の収入未済額の件数でございますが3,737件ということで、平均しますと1世帯当たり32万円ほどになります。滞納額でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、ありがとうございます。できましたら後でいいですけども、各年度で分かればありがたいなど。件数は昨年度より増えているんですか、減っているんですか、多分金額が増えているから増えているんだろうと思うんですけども。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 平成18年度につきましては3,596件ということで141件増えております。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、さっき説明がありましたが、平成18年度3,596件ですよ、平成19年度が3,737件と件数が増えていて、そうしますと1ページ目に戻りまして加入率、今3,737件と言われた人は、この1万5,270件の中に入っているんですよ、そういうことですか、教えてください、お願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（野口徳和） 現在の1万5,284世帯の中に入っているかどうかということですが、入っている方も大勢います。

それとあと国保資格を失って、過去の滞納繰越分が残っている方もいらっしゃる、それから市外へ転出したとか、そういう方がいらっしゃるということです。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） ありがとうございます。その辺がちょっと知りたくて、これは年々世帯が増えてくる。それで未収入金が約12億円と年々増えるんだろうと思うんですけども、その辺の処理の仕方と、それからその保険を取り上げてしまう。65.5%から3,500件という、さらに20%、2割ぐらい減るんですか、1万2,000件になっちゃうから、極端な話ね。そうすると65.5%にしても35.5%の人が入っていない、これは社保とか共済に入っているんだろうと思うんですけども、何を心配するかというと、やっぱり無保険になる人を心配するわけですね。そうすると、多分35.5%は社保とか共済へ入っている、ほかの保険に入っている。そうすると、旭市で無保険になりそうな人は、今の3,900世帯か、あるいは既に無保険の人もいるんだろうと思うんですけども、この辺をどうするかということが心配なんです。多分、年金もそうなんでしょう、年金はもう市では扱わないでしょうけれども、その辺が知りたくて、ちょっとしつこいように申し訳ないんですがお伺いしているんですけど。この3,500件くらいの世帯の扱いと、それから12億円という未収入金の扱い、大変な問題なんだろうけれども、この辺をどのように考えて、来年度どのようにしていくのかなと。これは決算に関係ない話なんだろうけれども、その辺が多分次年度もこういう話が出てくるんだろうと思うんですけども、何か救済方法か何かできないのかなということでお伺いしているわけなんですけれども、その辺ちょっと何か予定があったら考えをお聞かせ願えればと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 私のほうから徴収対策についてお答えいたします。

まず、こういう滞納が多い方につきまして、まず保険年金課のほうでは滞納期間に応じた短期被保険者証の発行とか資格者証の交付、そういうのでやっております。また税のほうでは一般の市税と併せて滞納処分を進めているということで、なかなか対象者が低所得者という方が多いもので、なかなかその処理が進んでいかないという現状でございます。

その他については保険年金課長のほうからお答えします。

○委員長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

1 ページの一番上の世帯数、この年間平均で1万5,284世帯というのがありますけれども、これは年間平均でございますので、うちのほうで平成20年5月31日時点でのとらえ方は、ちょっと世帯数が変わってきます。こちらで見ますと国保加入世帯数につきましては1万3,388世帯、5月31日現在でございます。この中で保険証の種類でございますけれども、一般証、いわゆる1年間有効の保険証を発行している世帯が1万1,210世帯、あと短期証、3種類ございまして、6か月証、3か月証、1か月証とございまして、6か月証につきましては531世帯、3か月証が492世帯、1か月証が653世帯、あと資格証と申しまして、医療機関にかかったときには10割負担しなければいけない世帯ですけれども、それが502世帯、以上のような発行状況でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点だけ質問させていただきます。

決算書の385ページ、6款1項1目、備考欄4の8節の報償費の部分ですけれども、平成19年決算では170万4,696円になっておりますけれども、昨年度平成18年決算は114万5,739円ということで、この平成19年度決算では55万8,957円ほど増えておりますけれども、対象者が増えたのか、1人当たりの単価が増えたのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

385ページの備考欄4番の健康優良家庭表彰事業ということでよろしいのでしょうか。

（「健康優良家庭表彰事業です、すみません」の声あり）

○保険年金課長（増田富雄） 170万4,696円の決算額となっております。内訳といたしましては、1年間お医者さんにかからない世帯あるいは老人の方に対して記念品等を贈る事業でございます。内容といたしましては、一般の世帯としては401世帯、老人の方では195人、この方には記念品を贈っております。また3年間お医者さんにかからない老人の方20人ございまして、その方には賞状と額を贈っているというような事業でございます。

対象者は若干増えたんですけれども、記念品のほうの額について見積もりいただいたら安く入ったというようなところでございます。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 55万8,957円ほど増えている理由の部分で。

○委員長（嶋田茂樹） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ちょっと上がった分でございますけれども、品物の単価が違うということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、旭市老人保健特別会計決算につきましてご説明いたします。

決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げたいと思います。

最初に、平成19年度の受給対象者数でございますけれども、前年度比5%減の8,211人です。この内訳は国保老人が6,505人、社保老人が1,706人となっております。

次に、医療費の状況でございますが、その内容を分類いたしますと、入院、入院以外の外来、歯科診療、薬剤である調剤、それに下段の表になりますが、看護師等による訪問看護療養費、そしてコルセット代等に対する現金支給分となるものでございます。それらにかかった金額を合計いたしますと、合計欄のほうで見いただきますが、40億798万8,000円となりまして、これは前年度比で1.9%の減となるものでございます。

次に、1人当たりの医療費でございますけれども、最後のほうになりますが、1人当たりの医療費48万8,124円となりまして、対前年度比で3.2%の増となるものでございます。

以上で平成19年度旭市老人保健特別会計決算の補足説明を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 旭市は、以前から1人当たりの総医療費が安いという話は聞いておりますけれども、この老人保健部門に関しても安いのかどうかお尋ねいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今の柴田委員のほうから総医療費というようなお話でございましたけれども、今、老人医療費の決算に関する説明資料の中で申し上げました医療費というのは、要するに自己負担分、例えば病院にかかったとき1割ないし3割とかというような形で払っておりますけれども、その分を除いた金額、いわゆる市から出す部分として1人当たり48万8,124円というような形でご説明いたしました。総医療費につきましては、それぞれ自己負担分も全部ひっくるめた金額でございます。

県のほうで、この辺について公表しているというか、出しております状況でございますけれども、その辺についての全部ひっくるめた総医療費ということで発表しております。その中で旭市の1人当たりの医療費は、先ほど48万8,124円と申し上げましたけれども、これはまだデータの集計上、平成19年度のはまだでき上がっておりませんで、平成18年度ということになります。1人当たりの総医療費は51万8,958円で千葉県56市町村中、東庄町に次いで第2番目に安い市町村になっております。ちなみに県下の平均でございますけれども72万2,789円で、一番高いところで申し上げますと84万7,384円というような形になっております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） すみません、ありがとうございました。

ついででございますが、国民健康保険における1人当たりの総医療費ではどうなんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ……（録音漏れ）……これは一般被保険者、国保老人、あるいは退職被保険者、全部含めた部分の総医療費でございますけれども、旭市の国民健康保険1

人当たりの医療費は24万4,335円でございます、一番安い富里市に次いで2番目というふうな順位になっております。安いところから2番目ということでございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、決算に関する資料をお開き願いたいと思います。

本会議において、1ページ目の1番、高齢者人口等の状況、これについてはご説明したとおりでございますので省略させていただきます、2番以降につきまして簡単にご説明したいと思います。

まず2番目は、認定者数の状況、平成20年3月末、ちょうど平成19年の終わった段階です。どういう状況になったかというような数字が乗せてございます。

左側の要支援1、要支援2、これにつきましては予防サービスを受ける方というようなことで新しく制度が変わってきています。これにつきましては地域包括支援センターのほうでケアプランを立てて、予防プランのほうを実施するということになります。

続きまして次のページ、3番です。

介護保険料の状況ということで、これは前の年と変わりません。第4段階が普通の方、いわゆる基準額ということになります。基準額の考え方ですが、本人が住民税非課税で、かつ同居の家族が住民税が課税されているというような方を第4段階標準としています。年額3万5,400円、月額に直しますと2,950円というのが旭市の介護保険料ということになります。

続きまして4番目のほうは、その段階別にどのぐらいの人数がいるかというような表になっています。昨年とちょっと比較しますと、第1段階から第4段階、いわゆる普通から低所得者の方、これが昨年度に比較しますと271人ということで増えています。逆に第5、第6とって所得の多い方、これにつきましては45人減っています。総数で226人の増というような段階別の人数の割合になっています。

5番目の保険料の納付状況、これにつきましては本会議の補足説明のときに徴収率等はお話ししましたがけれども、若干補足させていただきますと、収入済額の特別徴収、普通徴収とって現年度分の上の2行、これにつきましては全体の収入済額の中の98.2%分を占めます。

それと右側のほうで若干参考までに近隣の収入状況をお話ししますと、計ということで、



旭市は、現年、過年合わせて95.7%という収納率ですが、お隣の銚子市で94.2%、匝瑳市で94.5%というような収納率になっています。

右側の6番、保険給付費のサービス別支出状況、これは決算書のほうに細かく載っていますが、非常に見づらと思いますので、給付状況につきましてはこの表を使いまして特徴的なことだけを説明したいと思います。

まず、一番上の居宅サービスというのがあります。居宅サービスは①から⑭ということで、次に計というふうになっています。在宅にいながらにして受けられるサービスということですが、サービスの多い順に⑥の通所介護、これは給付費の多い順です。デイサービスですが、最も高い金額になります。

続きまして①の訪問介護、これはヘルパーさんが派遣されるサービスですね。

それと3番目のほうは⑭の居宅介護サービス計画給付費、これはケアプラン作成料ですので、全員が受けますのでこれはちょっと除きまして、次に人気の高いのは⑦通所リハビリテーションということで、デイサービスのリハビリ版ですね、通所、通いながらリハビリを受けるというサービスになっています。それで、居宅サービスのデータ的なお話ですが、<sup>ひとつき</sup>一月に平均で1,065人がサービスを受けます。どのぐらいかかるかという費用ですが、1年間、1人当たり112万8,000円という給付費が出ます。

続きまして、地域密着のほうにつきましては、新しいサービスということで②の認知症対応型共同生活介護、これは認知症のグループホームです。やはり1人当たりの費用が年間22万5,000円ということで、施設とそんなに変わらないぐらいかかります。

③の地域密着型、これはもう特別養護老人ホームですので、たまたま市民対象ということでこういう集計になっていますが、やはり21万2,000円、<sup>ひとつき</sup>一月当たりかかります。

次の施設サービス、これが介護三施設の費用ということになります。これも統計的な数字ですが、1年間に<sup>ひとつき</sup>一月平均にしまして525人利用者がいます。利用料金ですが、かかっている給付費ですが1年間で283万円かかるということになります。

最後に右の下、保険給付費の合計金額が29億7,461万3,731円と出ていますが、伸び率、昨年と比較しますと4.9%の伸びで、ちょうど全国の伸びが4.9%ということで同じになります。

それから決算書のほう、給付費までにつきましては補足説明等でやりましたので、地域支援事業について幾つかお話ししたいと思います。461ページをお開きください。

これは介護保険の認定者以外に予防という部分で行っている事業というような考え方がありますが、461ページの真ん中、中段ですね、右側の備考欄、特定高齢者の把握事業、これ

が19年度で特定高齢者の把握の中で1年間で1,155人という人が特定高齢者に認定されています。

2番目で、その特定高齢者対象に予防事業を行いたいというような方々を対象に、通所型介護予防事業を行っています。

それから、3番目の訪問型介護予防事業というのは、特定高齢者のお宅へお邪魔して指導をするといったような事業になります。

続きまして、465ページ、お願いします。

中段から備考欄のところに1番で、これは任意事業という形になるんですが、家族介護用品給付事業、これは紙おむつの事業ですね。これが利用者が平成19年で533人利用しています。

それから3番の配食サービス事業、これも1年間のこのサービスの利用者が155人というような利用状況になっています。

私のほうから、補足として以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは461ページの通所型介護予防事業、こちらについてお伺いしますけれども、予算としましては672万円ほど予算計上されていましたが、決算で約半分くらいの決算額になったわけですが、予算を全部使えということではありませんが、効率よく使っていただくのが一番いいと思いますけれども、計画していたのと比較しまして、どの程度の事業ができたのかをまず第1点、お伺いします。

それから次の訪問型介護予防事業ですが、これはどなたかに委任をされてやられている事業ということになるのでしょうか、2点お伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 通所型介護予防事業ですが、対象者は1,155人いらっしゃいます。この結果を受けまして、地区別に私ども歩きまして結果の説明会、それと予防の必要性等々に歩いています。まず、その結果の説明会等への参加が非常に少ないというのが現実です。20%前後ぐらいしか呼び出しても来てくれない。その中で来てくれた中で、また再度現実的に説明だけではなくて、予防事業に参加しませんかということで、なおかつ誘います。

その結果、当初、目的とした予算人数の半分ぐらいしか参加してくれなかったというのが結果、現実でございます。

それから3番目の訪問型介護予防事業につきましては、賃金ということで、これは職員ではなく保健師、パートで頼みまして保健師ですとか、あとは体操を教えてくれる運動士ですとかいう方をお願いをしまして、訪問をして結果説明会とともに予防事業の大切さ等々について啓発に歩くといったような事業でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） その通所型介護予防事業のほうに参加された方の人数、それからこの3番目の訪問型介護予防事業で訪問をされた件数ですか、お伺いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 通所型介護予防事業につきましては、参加者が25人、延べで136人実施しています。教室の開催回数ですが450回、週1回開催しているというような状況です。

それから、訪問型介護予防事業のほうですが、専門的な人、もう一度申し上げますと、看護師、栄養士、歯科衛生士、運動指導士、このような方々にそれぞれその人の、何が原因で特定高齢になっているか等を考えまして訪問しています。実際の訪問回数ですが、実績としまして看護師が行っているのが154名の方にお邪魔しています。運動指導士の方には8人ということで、延べで162人の方々を訪問しています。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、大変初歩的な質問で申し訳ないんですが、その特定高齢者というのは一口で言えばどんな人なんですかね、例えば年齢で90歳以上とか、だから言葉で聞いているんだけど、どんな人なのかと、ちょっとやっぱり分かりにくいので、できるだけ分かりやすく説明していただけるとありがたいんですが。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 老人を元気な順に左側からいきますと、先ほどの表で要支援1、2とありましたよね、この人たちは介護が必要な方々ですね、右に行くにしたがって要

介護1から5までということで、この要支援1から要介護5までの人たちは介護保険制度でサービスを受けている方々、その一歩手前の人たちがいるだろうというのが特定高齢者です。その把握の仕方としましては、市で実施します、今年ですと特定健診、去年までだと住民健診等で元気アップのチェック、生活機能評価という表なんですけれども、例えば自分で買い物に行けるかとか、お金の管理ができるかとか、そういったような質問がずっとありまして、それで抽出してくるといったような形になります。年齢は65歳以上ですね。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の1ページの要支援1というより、さらに左だということですね。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） そうです。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

それでは、議案第2号から議案第4号までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） では、議案第5号、旭市下水道事業特別会計の決算の認定につきましてご説明させていただきます。

私のほうからは、お手元にお配りしております歳入歳出決算に関する説明資料、A4、3枚つづりの資料でございますけれども、これに沿いましてご説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は下水道建設事業の概要でございます。事業費といたしまして1億9,121万2,000円でございます。内容といたしましては、平成19年度は東町・網戸地区の面整備工事

7.8ヘクタール、これは大正道路から東側、八銚線より北側と、それから中央病院北側の入り口交差点、これで囲まれている区域8.7ヘクタールでございますけれども、その整備及び平成18年度、これは平成19年度の区域よりも北側のJRと挟まれているところでございますけれども、ここの舗装復旧工事を行ったものでございます。それによりまして平成19年度末までには整備した面積が153.7ヘクタールになりまして、認可区域202ヘクタールに対して76%の整備が済んだということになります。また、平成20年から平成23年度の浄化センター増設工事等のために一部実施設計を行いました。これによりまして事業計画に沿った事業の推進を図ることができたというふうに考えております。

次に、2ページ目をご覧ください。

2ページ目の1番目、下水道状況一覧の1番目の下水道の状況でございますけれども、平成19年度の普及率は、行政区域内人口6万9,536人に対して処理区域内の人口5,465人で7.9%でございます、前年度7.6%から0.3ポイントアップということでございます。また水洗化率につきましては、処理区域内人口5,465人に対しまして供用人口が3,071人でございますので56.2%、これは前年55.2%から1ポイントのアップということでございます。

2番の受益者負担金でございますけれども、平成19年度の受益者負担金の納入状況は、調定額6,802万8,700円に対しまして収入済額が3,151万5,700円で収納率は46.3%でございます。なお、調定額には現年度分と合わせて過年度分が含まれておりまして、現年度分は3,090万8,200円、過年度分は3,712万500円となっており、収入済額の現年度分につきましては2,749万8,600円、収納率といたしましては89%でございます、過年度分につきましては401万7,100円ということで収納率は10.8%でございます。

平成19年度の不納欠損につきましては、記載のとおり269万円となっておりまして、これにつきましては平成12年度に賦課しました3年目の14年度割分、それから平成13年度に賦課しました2年度目の14年度割分、それから平成14年度に賦課しました初年度分、これの一部が不納欠損となっているということでございます。

3番の使用料収入でございますけれども、平成19年度の使用料収入状況は、調定額が5,411万3,388円に対しまして収入済額が5,096万1,385円でございます、収納率は94.2%でございます。調定額の中に現年度分といたしまして5,117万6,991円、過年度分が293万6,397円となっておりまして、収入済額5,096万1,385円の現年度分は5,004万5,327円で収納率が97.8%、過年度分は91万6,058円でございます、収納率が31.2%でございます。使用料につきましては5万997円が不納欠損となっているということでございます。

それから4番目の補助金につきましては、水洗便所他改造資金補助金につきましては、13件で50万円でございます。利子補給につきましては、平成19年度はゼロ件でございます。

それから、本会議におきまして一般質問で、認可の面積と総事業費の関係のご説明をさせていただきましてけれども、それに関連しまして、もう少し詳細にご説明させていただきたいと思います。

認可面積に対する総事業費が133億5,000万円で、認可区域内の世帯数が2,332世帯ということでございますので、単純に割り返すと572万5,000円ということでご説明させていただいたところでございますけれども、この総事業費の中の財源をしてみると、国庫補助金としまして44億7,000万円、それから起債72億9,000万円に対する交付税措置分として36万5,000円が返ってくる見込みでございます。それから受益者負担金といたしまして14億2,000万円を見込んでおりますので、したがって、差し引きいたしましては38億1,000万円、これが市からの持ち出し分という形になります。それを世帯数2,332世帯で割り返しますと、約1戸当たり163万4,000円ということでございます。

以上、ご説明いたしました。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人あり）

○下水道課長（中野博之） 申しわけありません、36万円と言いましたでしょうか、交付税措置分が36億5,000万円でございます。これは起債に対する約半分、45%から50%の間に、それぞれの部分がありますけれども、その部分が交付税として返還というか、返ってくるというような形でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 質疑ございませんでしょうか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） いただいた資料の2ページなんですけれども、3の使用料収入というのがあるんですね。件数が平成17年が103件、平成18年92件、平成19年で101件となっているんですけれども、減っているのは、例えばやめたとかいうような話でしょうか。

それと今、この百何件という、この平成17年から平成19年度の件数というのは、当分続くのかなど。いつごろまで、あるいは来年度もっと増えるとか、その辺の状況はどうでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 使用料収入の傾向でございますけれども、使用料につきましては毎年接続して使用していただいている方が増えてございます。平成18年度から平成19年度においても61世帯の方が接続をしていただいているということでございます。ということで、収入済額の件数につきましては、順次増えていっております、あと収入未済額、これが103件、92件、101件という形で推移しておりますけれども、これは未済額のほうでございますので、減っているというか、まだ支払っていただけない方が過年度部分、それから平成19年度部分という形で入ってきているという形でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） すみませんでした、ちょっと右左間違えちゃって、それで、では毎年だいたい60件くらい増えていくということですかね、これから。

○委員長（嶋田茂樹） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） これにつきましては、それぞれ新たに整備をしたところで、次年度から接続できるようになりますので、その方々の接続もございまして、それから平成11年に供用開始をしておりますけれども、それ以降の区域の中でも、また接続を増やしていただいている方もございます。そういった中で毎年、整備の量も違ってございまして、それぞれ一概には言えませんが、おおむね60世帯ぐらいいは入っておりますし、入っていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっとお聞きしたいことですが、受益者負担で平成17年度以降ですか、不納欠損されていますよね。これを見ますと金額的にだんだん平成17、18、19年と見ますと減ってきているが、これを見ると、これはいい傾向なのかなと思いますけれども、この辺が通常であれば増えていくのかなと思いますけれども、減っているということは何かその辺あるのかなと思います。

それとその辺の、これは先ほど説明の中であれですか、平成12、13、14年からは初めてのものと、平成12、13年のやつは残ったものが不納欠損されているのかなという感じで、分納

なりなんなりにしたものが、約束したものがこういうふうにならぬ損されたのかなというように感じがするんですけども、その辺お願いしたいと思います。

それと使用料収入で、やはり不納欠損、平成17年度が1件、平成18年度が4件、平成19年度が8件という形で、金額的には幾らでもないんですけども、例えばこの平成17年度の方が、例えば平成18年度へ繰り越しているとか、どんどん繰り越しされる方があるのかなのか、その辺お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答えいたします。

受益者負担金の不納欠損の件数が平成17年から平成19年度を見ますと順次減少しているというふうなものは、どのようなことなのかというふうなご質問でございますけれども、それにつきましては昨年度、19年度におきましては、年度当初について、その年不納欠損になりそうな案件というのが47件ございました。そのうち職員が戸別に訪問いたしまして滞納についてのも等を滞納整理に当たって努力をいたしまして、時効の中断等を図っていただいております。それによりましてこの件数が順次減ってきているというふうな形でございます。

それと使用料につきましては、この部分、平成17年からそれぞれ平成19年まで不納欠損が出ているところでございますけれども、これにつきましては使用料は受益者負担金とちょっと滞納等の状況が違ってございまして、使用料の滞納の方は、やはり生活が困難という方が多い。それからあと使用者に係るものでございますので、その使用者が市外に転出してしまふ、それが住民票を移さないで行ったりとか、転々としていてどこに住んでいるかを追跡ができなくなっているというふうなものがございまして、そういったものでこの未収部分がこういう形で発生しているというふうな形でございます。

それと受益者負担金の本年度の欠損になったものにつきましては、12年度に賦課したものの14年度分、それから13年度に賦課した部分の14年度分ということでお話しいたしましたけれども、12年度賦課したものの12年度部分と13年度部分は、昨年、一昨年におきまして不納欠損に既になってしまったというものでございます。13年度におきましても13年度の14年度からが今年でございますので、13年度分が昨年度欠損になってしまっているというふうなものでございます。これにつきましては職員鋭意努力しておりますし、なおかつ本会議でも議案質疑のときにご説明いたしましたとおり、本年度から悪質な滞納につきましては強制的な徴収を行いまして、時効を極力発生させないというふうな形で、この両輪を使いまして滞納



整理に当たろうということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 使用料については、これはそうしますとこの3か年の件数を見てみますと13件と。全く13件は別々ということでもいいんですね、これはダブっていることはないんですね、分かりました。

そうすると受益者負担の不納欠損でございますけれども、これは12年の未済額が817万5,500円ですか、その中の例えば19年ではありませんけれども、17年はそのうちの465万5,200円が不納欠損されたということで、過去を振り返ればいいわけですよ。例えばそういう形になったときに、19年度は14年度分でなくして、例えば12、13年が繰り越されてきたものがここで加算されて14年の収入未済額になっているわけですよ。そうしますと2,682万4,300円のうちから269万円という不納欠損だったということの理解でいいんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） そのとおりでございます。

（「この金額が幾らになるか、何か明快に分かる資料がありますか」の声あり）

○下水道課長（中野博之） 初年度の平成12年度の賦課部分が、これは供用開始当初でございます、それまで鋭意工事を進めていて、ある程度の面積が供用開始の目前まで整備をしていたということで、初年度の12年度の供用開始面積が90ヘクタールでございます。今現在平成19年度までで153.7ヘクタールというふうにお話しいたしましたけれども、その平成11年度の供用開始までに、そのうちの90ヘクタールを整備していたと。面積が圧倒的に多いのが平成12年でございます、賦課部分もそれだけ大きかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員。

○委員（日下昭治） 分かりました。その辺は初年度は多かったから金額が多かったということで理解させていただきたいと思います。

ただ今後、これはあれですけれども、次につながる事業でございますので、やはり不納欠損なり未済金が多くなるということは、どうしても市民に負担がかかるわけでございますし、その辺は担当課でしっかりした徴収を継続していただきたいと、そうお願いしたいと思いま

す。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今まで負担金、不納欠損をした中で、また再度利用したいという方はあるんですか、そういうことはないと思うんですけども。

それと、監査委員の指摘ですけれども、これはこの決算とは直接は関係ないんですが、中央病院に早く接続してほしいというのは監査のほうからだいぶ言われているそうですが、その計画性というのは。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答えいたします。

不納欠損をした方で下水道に接続している方がいらっしゃるかというご質問でございますけれども、ちょっと今現在その資料を持っておらないんですけれども、記憶の限りではなかったはずでございます。

それとあと中央病院の接続につきましては、2年前から具体的に中央病院、それから企画課に音頭をとっていただきまして、全庁挙げての調整の会議を開きまして、その後、病院と直接細かい打ち合わせをしてきております。その2年前の部分におきまして、当然、下水道のほうにつきましては、下水道の計画区域でございますし、それについては再整備に合わせて下水道に接続してほしいということで計画の調整をしておりました。その調整が平成23年度末には接続できるようという形で調整をしていたところでございます。

昨年度、病院のほうで平成23年度の途中ぐらいで供用開始をいたしたいよということがございまして、ちょっとその部分のずれがございまして、下水道といたしましては、処理場の増設とか、大きな工事を進めていかなければならないので、それなりの時間がかかります。その辺で極力一日でも早く完成するように努力いたしますけれども、そういった打ち合わせになっていたという形でございますので、極力合わせるような形で調整がしたいというふうに思っておりますけれども、いかんせん工期的なもの等もございまして確約はできないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 監査委員のお話では、6か月のタイムラグがあるということを知っています。

るんです。その辺がなかなか埋め合わせできないということですが、まだ平成21、22、23年、約2年半あるんですけれども、ぜひ埋めていただきたいと思うんですよね。現状でいけば、平成23年度中には中間の時点で接続が欲しいということは再整備の中では、もう言っていると思うんですが。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 病院と協議の中で、このタイムラグ等出ております。その部分につきましては、今現在、既存の浄化槽、これはちょっと老朽化しております、再整備計画に合わせて、その後はどうするかということがあるようでございますけれども、そのタイムラグ部分、私どものほうは極力短くしようと思っておりますけれども、その部分につきましては、タイムラグがある分については、旧浄化槽で利用していこうと。下水道が整備された段階で接続をしていこうというような形で話し合いはしております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようでございますので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、旭市農業集落排水事業特別会計につきまして、補足の説明をさせていただきます。

資料につきましては、3枚つづりの平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料のほうで説明をさせていただきます。

最初に、農業集落排水、市内で2か所、ご承知のように実施をしております。1か所は江ヶ崎地区、これにつきましては平成10年5月6日に供用を開始しております。できてから10年が経過をしております。もう1か所、琴田地区、これにつきましては平成13年5月13日にやはり供用を開始しまして、施設ができて7年経過しております。

この集落排水につきましては、ご承知のように使用料につきましては1世帯当たり1,700円、それと人数1人400円ということで、それに対して消費税で使用料を定めさせていただいております。

恐縮ですけれども、この説明資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

2 ページ目のほうに普及の状況を掲げさせていただきました。一番上に全体の普及の状況、これにつきまして説明させていただきます。現在の処理区域内の人口に対しまして使用人口 69.6%ということになっております。この農業集落排水の中で一番の課題は、担当課としまして、現在、一般会計から繰入金を2,841万5,785円、平成19年一般会計から繰り入れさせていただいています。これをいかに少なくするかということは、加入者をいかに多くするか、これにかかっているのかなど。現在この一般会計からいただいております2,800万円、これを使用者の人口で割りますと、1人当たり1万9,058円、約1万9,000円になっております。仮にすべての人口の方が農業集落排水に加入いただく、そうしますと1人当たり実は9,681円というようなことで半分以下になるのかなど。そんなことでさらなる加入推進に担当課としても努めてまいりたい、そういうふうを考えております。

それと、この資料の2番目のところに受益者分担金ということで掲げさせてあります。平成19年度江ヶ崎地区で収入済額882万円、さらに琴田地区で収入済額714万円というようなことで、合計1,596万円ほど受益者分担金、これにつきましては両地区とも分譲地等が新たにできまして、その分譲地に接続するというようなことで1軒当たり42万円いただいております。それを一般会計のほうに繰り出しをさせていただいたということでやっております。そんなことでさらなる普及に努めてまいりたい。

それともう1つ、農業集落排水の中で、問題は7年あるいは10年、施設が経過しておりますけれども、これの施設の維持管理に努めてまいりたいと。これにつきましては、それぞれの集落で管理組合等、本当に動いていただいています、日々の管理あるいは受益者を増やすというようなことで、集落の役員さん方が、まだ接続をしていない家庭に接続のお願いに伺っている、そんなことで地元の役員と一体となりながらこの事業を進めていきたいと、そういうふうを考えています。

補足の説明は以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の担当課は退席してください。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため1時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 14分

再開 午後 1時 20分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、ちょっと資料はないんですけども、ちょっと参考に補足したいと思います。

水道課のほうは、平成19年度4月1日から水道料金の改定をいたしまして、決算の状況につきましては、過去にも多分これからのないと思いますけれども、好決算というふうになっております。その中身はといいますと、普及率は向上し、さらに有水量は向上し、平成18年度と比較いたしまして減っているものといいますと借金の利息が減ったとか、借金の額が減ったとか、あるいは累積欠損金が減ったとかということで、減るべきものは本当に減らなくてはいけないものが減っているというようなことで好決算となっております。それもこれも料金改定と、それから使用水量の増加ということに尽きます。

ちょっと参考に、昨年度平成19年度から基本計画が実施年度に入ったわけですが、基本計画と比較いたしましても、非常にほとんど基本計画に沿って事業あるいは経理状況も同じような形になっていると。参考に申し上げますと、基本計画では総収益が17億793万7,000円ということで、決算のほうは総収益が18億2,326万4,000円ということで、比較しますと1億1,532万7,000円ほど増えるわけですが、費用のほうで15億4,378万6,000円の決算のほうで15億3,905万6,000円ということで、マイナス473万円ということで、総収益から総費用を差し引きますと純利益のほうは基本計画では1億6,415万1,000円、それから決算のほうでは2億8,420万8,000円ということで1億2,005万7,000円ということで、営業利益としましては収益から差し引きますと3,085万5,000円ほど増えるんですけども、これは先ほど冒頭言いました総収益の中の給水収益が増えたということで、これは大口の利用者の関係で4,000万円ほど増えております。したがって、全体的に見ますと基本計画の平成19年度と決算額の平成19年度はほとんど計数的には合っていると。水道のほうでは、特に気を付けなければいけないのは、収益が大きく変わるの、一番変わるのが天候でございます。天候につきましても、平成19年度につきましても大きな変化はございませんでした。今年度

はちょっと前半ありましたけれども、ということで基本計画と決算額が非常に類似しているということが言えます。

それから、決算書のほうですけれども、ちょっと参考に付け加えますと、公営企業会計のほうですけれども、最初の1ページ、2ページが決算報告書ということでなっておりますけれども、これにつきましては税込みということで、3条と4条予算が分かりやすくなるように要はこの部分はなっているということで、注意しなければいけないのは税込みになっているという点でございます。

それから続きまして、3ページからでございますけれども、損益計算書になっているわけですけれども、これは平成19年4月1日から翌年の3月31日までということで、この3ページの中で、やはり一番注目すべき着眼点と申しますか、それは一番下の行に営業利益というのがございます。一番下にあると思います。その一番右側に1億7,768万8,464円ということで実質的な黒字になっているわけですけれども、この時点では負担金とか県の高料金の補助金とかが入っていない状況ということで、単純に水を売って費用を差し引いたということになります。ここが一番大事な部分ではないかと思えます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思えます。

下から3行目に当年度純利益という部分がございます。一番右のほうに行きますと2億8,420万8,188円ということで、ここまで行きますと上のほうを見ますと他会計補助金あるいは補助金が入っておりますので、金額のほうは少し多くなることになります。

それから特別損失の欄ですけれども、これは毎回ご質問いただきますけれども、税でいえば不納欠損に値するものということになりますけれども、こちらにつきましては、水道は時効が2年ということで不納欠損の人数としては216人ということで件数は505件ということで、一番多いのが行方不明ということで、これは非常に外国人がふえていますので、なかなか転出先も分からないとか、そういう部分がございます、あるいは死亡も入っています。死亡は10名ということで、取りあえず不納欠損扱いをしたもの、金額ということになります。これにつきましては、後で徴収ができる場合はもちろん徴収はしております。これらを含めますと、では、税に置き替えるとどれぐらいの徴収率になるかということですが、これは必ずしもぴったり比較はできませんけれども、徴収率というふうに置き替えますと99.752%くらいになります。

それから5ページでございますけれども、剰余金の計算書、今まではこの部分につきましては累積赤字、ちょうど当年度未処理欠損金、純利益の下にございますけれども、累積赤

字がいっぱいあったわけですがけれども5億1,700万円ですか、あったんですけれども、2億3,280万9,742円に減ったということになります。

その次は、ちょっと飛びまして7ページのほうに行きますと、やはり一番下の段に翌年度繰越欠損金ということで2億3,280万9,742円が掲載されております。

8ページ、9ページに移りますと、こちらのほうは貸借対照表ということで、これは3月31日、今年平成20年の3月31日現在ということになります。こちらにつきましては、ちょっと割愛させていただきたいと思えます。

あと、それから14ページに建設工事の概況ということで500万円以上を掲載してございます。これにつきましては昨年の10月からダイレクトも入っておりますので、指名とダイレクト、両方あるということで、上のほうが第325期三川地先配水管工事、ここまでが指名競争入札になりまして、下の2段はダイレクトの一般競争入札ということになります。

それからその次のページに、400万円以上の3条の修繕費が掲載されております。

そのほかにも例えば工事のほうは、昨年、小さいのも入れますと20件ほど工事を実施しました。

それからあとは、16、17ページ、特に16ページのほうですけれども、先ほども冒頭触れましたけれども、前年と比較しますと、ほとんど全部プラスになっていると。無収水量、これは有水の反対でございますので、これは下がっていいわけですがけれども、全部100を超えるという比較になります。

続きまして、17ページも同様でございますので、最後に29ページをお開きいただきたいと思います。

ここに企業債の明細書の合計が一番下の欄にございますけれども、28億3,352万7,899円ということで、内訳は政府資金、公庫資金、振興資金ということで、すべてが公的な企業債ということになるかと思えます。

以上で補足のほうを終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

嶋田和雄委員。

○委員（嶋田和雄） 料金改定と、それから大口利用者の方が水道をいっぱい使われて増収になったということでありましてけれども、大口利用者についての増収は、先ほど4,000万円と課長のほうから説明がありましたが、料金改定による増収というのはどのくらいあったのか

お伺いをします。

それともう一点ですが、27ページの固定資産の明細書がありますが、この中で構築物の当年度減少額、98万円余りありますけれども、これはどういったものが減少したのかをお伺いします。

それと、先ほどの説明の中で、徴収率にすると99.75%になると課長の説明がありましたけれども、ちょっとこれはどういう説明であったか聞き漏らしましたが、徴収率のところだけ頭に入りましたので、もうちょっと詳しく説明のほうお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 水道料金の改定に伴う収益の差といいますか、そういうことでよろしいのでしょうか。1億7,121万857円ぐらいでございます。これはざっと計算いたしますと。ただ、先ほど言いましたように、使用のほうが減ったり増えたりもしますので、そのままこれは単純に料金改定によるどれぐらい増えるのかと。従前の改定前は幾つもの料金に分かれておりましたので、それも一本化してありますので、それぞれに弾き出しますと、それぐらいの効果ということになります。

それから27ページですか、減少の部分、これは各支所に公用車を持っていたんですけども、2台ほどこれは処分したと。これは売っちゃったわけではありませんで、一般会計のほうに、早く言えば財政課のほうに無償譲渡したと、それが主なものでございます。

あとは工具、備品とか、そういうのは古い草刈り機とか、あるいはそういう雑多の古い機械の処分です。

構築物のほうは、十日市場の配水管の除却、よろしいでしょうか。

あと徴収率でしょうか、徴収率のほうですけれども99.752%というのは、3月分が翌月に繰り越されますので、3月31日で切ってしまいますので、それがどれぐらい翌月に徴収されるかまで含めますとそういうふうになると、こういうことでございます。では、税の場合ですと4月、5月と処理期間があるわけですけれども、企業会計の場合は、すぐもう次の日から変わっちゃいますので翌年度へ繰り越されてしまいますので、それを除きますと98.86%。ただし、それは翌月必ず徴収するわけですから、徴収したと仮定すると99.752%になりますよとこういう説明でした。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員。



○委員（島田和雄） ちょっと徴収率についての理解がちょっとできないんですけども、要するに税金なんかで考えますと調定金額があつて、それに対しての収入金額、これが徴収率になるわけですけども、そういう形で考えていいわけですか、水道料金はこのくらいおたくでは払ってくださいという中で99.何%という数字が出たということですか。随分徴収率いいですね。

……（録音漏れ）……は、料金ではなくて公共と申しますか、1億7,000万円の増収がこれは料金改定であつた。それから大口利用によって4,000万円の増収があつたということでもありますけれども、これは来年度以降もこういった数字が見込めるということでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 徴収率のほうはそういう解釈で、ただ処理期間がないんで、処理期間を含めると、先ほど言いました率に99.752%になりますよ。ですから水道料金を調定して、それに対してどれだけ取れるか、当然うちのほうは水道をとめますので、非常に厳しく公平性を守っておりますので、その点につきましては税よりも早いといいますか、条件が違いますので。

それからもう1点のほうですけども、来年も続くかということですけども、これは冒頭言いましたように、これからもこういう決算はないでしょうということを、たしか触れたと思いますけれども、といたしますのは20年度の予算で高料金の分と、それから他会計の補助金含めまして1億5,000万円ほど少なくなっております。これは負担を求めないという形で。

今現在約1億5,000万円ぐらいいいただいているんですけども、今年度ですね、それも高料金につきましては合併の特例事項ということで県のほうから補助金をいただいております。ですから、年数が過ぎれば県の補助金は全くなくなるということで、当然、基本計画もそれらを想定して計画のほうを立ててございます。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今、課長のほうで、県の要するに交付金がなくなると。それはいつごろを想定しているのでしょうか。

それで、今までで言えば繰越欠損だと1年半ぐらいで解消するわけですが、解消する前に、例えば旧旭市の場合は相当施設が古いので、そっちのほうに資本投与していく可能性がある。それともう一つ、今、全国的には下水道と水道を合体させるという方向に進んでいると

思うんですが、その辺について水道課のほうでは、どのように想定しているのでしょうか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 県の高料金の補助につきましては、当然、市とも連動しているんですけれども、合併してから3年ちょっとたちますので、もう6年ちょっと、一応25年で終了すると。一切補助金も受けない形で基本計画では掲載してございます。ちょうど合併から約10年間ということになるかと思います。

それから2番目のほうですけれども、ですからざっと今平成19年度を見ますと、先ほど言いましたように仮に補助金を全くもらえなくなったというふうに仮定しますと1億5,000万減りますので、3ページの先ほど言いました営業利益という部分がございますけれども、1億7,768万8,460円ということで、ですから二千七・八百万円は残るのかなというふうに思っております。ただし基本計画の中に掲載しておりますように、旭の配水場、あるいは配水管の老朽化等も当然ございますので、それらを更新しながら、やはり収支の状況を見ながら投資をしていくと、投資といいますか、施設の改善をしていくというふうに思っております。

それから下水道と水道の件なんですけれども、これは私が答える立場にございませんので、よくそういうことを言われますけれども、それは多分、隣の香取市あるいは他の地方公共団体で水道と下水が一緒になっているケースが最近よく報道されたり見受けられるということで、ただ、組織の関係ですので水道課長としてはちょっとどうするというコメントはできません。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） だいぶ赤字が減って、すごくいい決算になってきてよかったと思います。

ただ、あと一つには給水原価の問題もあるんですけれども、トン当たり250円ですか、平均、この値段がどうなのかなと。1割くらい上がっているんですけれども、近隣と比べてどういうふうになっているのかという点。

それから、未収入金が1億9,000万円ほどございます。それから未払金が9,500万円ぐらいありますので、この内訳というか、例えば未収入金1億9,000万円の中に特別損失の、何ですか、予備軍みたいなものがあるのかなと、その辺をちょっとお願いできればと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 250円の水道料金ですけれども非常に高いと思っております。県下で改定時は3番目でした。ただ、それぞれの市町村も大変厳しい状況になっておりますので、今年になって4番目にと、だんだんよそも改定に踏み切っているというのが全国的な傾向でございます。

ただ、水道事業につきましては公営企業ですので、当然、3年ごとに料金につきましては見直しをするという考えでおりますけれども、あまりもうかってもいけないということで、非常に料金と公共性といいますか、そのバランスが大事ではないかというふうに思っております。

参考までに高料金の基準でございますけれども、国の基準ですと給水単価が280円とか、あるいは資本費が175円とか、到底今現在の旭市の水道料金252円よりもはるかに高い料金になっております。したがって、今現在、県下では確かに高いんですけれども、国の高料金の対象になるような額ではないという状況になっております。

それから、1億9,000万円ですか、これは先ほどちょっと徴収でも触れましたけれども、3月の分が繰り越されておりますので……。ちょっと数字のほうが今来ましたので、未収金ですけれども、3月分が1億3,769万7,588円ということで、もう大半がそういうふうになっております。ですから、未収金の大半は水道料金ということになります。

そのほかに消火栓の、これは町からの負担金とか、そういうのが含まれております。その辺のところよろしいでしょうか。

（「あと未払金の」の声あり）

○水道課長（堀川茂博） すみません、ちょっと漏れまして、未払金の関係でございますけれども、流動負債ということで、反対に受水費の6,988万9,136円、それから委託費ほかの経費が1,298万2,233円等々、合計9,551万1,666円でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ご説明させていただきます。

まず、決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款病院事業収益ですが、入院患者数の減や外来単価の伸びが見込みより少なかったことなどにより、予算を4億5,800万円ほど下回りました。

続きまして、2ページをお開きください。

第1款病院事業費用でございますが、材料の標準化や医師、薬剤師が一体となつての価格交渉といった平成18年度から引き続いての材料費削減への取り組みに加えて、経費削減プロジェクトにより、さらなる診療材料の削減を図りました。その結果、予算額に比べ5億4,328万円余りの支出を抑えることができました。このような経営努力によりまして、当期純利益は予算を大幅に上回る3億1,000万円余りの利益を計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 本会議のほうで議案質疑が途中だったので追加でお願いいたします。

決算なんですけれども、3月末に何億円という決算ができるんですか、そんなに上手にできるんですか、それが1つ。

それと、質疑の中でも言ったんですけれども、平成17年度まではだいたい1億円弱だった棚卸資産は、平成18年度の決算で2億円を超えたと。約1億をプラスと。また平成19年度決算においては、それにプラスの7,000万円と。これからも棚卸しが増えていくと、そういうような発言をしているので、本当にそれでよろしいんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） まず第1点の3月に何億との決算が急にできるのかという質問でしたが、病院の場合には発生主義で毎月毎月をやっております。ですから、その発生主義の中での決算の状況を毎月々、それを毎月監査委員事務局等にも報告しながら、きちんとそういう所定の手続きをとってやっておりますので、何ら問題はございません。

それからもう1点、貯蔵品の棚卸しの件での質問がありました。貯蔵品については全国の自治体が、国の医療費の抑制と医師不足等の影響で非常に厳しい中、当院においては健全な経営を維持するために、材料の削減等、さまざまな経営努力をしております。貯蔵品につい

ては、診療材料費の削減等の一環として不良在庫の防止、これは適正在庫を含めて、こういうことを目的としまして、従来、中央倉庫で行っていた棚卸しを病棟外来倉庫及び薬剤部の調剤室、こういったところに拡大してやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 私が最初にお尋ねしたのは、病院の経理課長は質疑の中で3月の末に実施していると、棚卸しを。だから本当にできるのかということなんです。そしたら発生主義だから、じゃ、全然これ答弁したことと違うんじゃないですか。

それと一番大事なことは、企業会計にしる会計にしる、どんなことにしる、決算とかそういうことについては、企業会計原則というのは、やはり公務員出身の方ですからよくご存じと思うんですよ。それは国で言うと憲法と同じですから。憲法の中でおかしいと思うことは、これは企業会計原則のほかに公営企業法にでも、真実性の原則、正規の簿記の原則、資本取引と損益取引との区分の原則、それと明瞭性の原則、継続性の原則、安全性の原則、ちょっと名前が違いますけれども、保守主義の原則、これは企業会計でいうと保守性の原則、単一性の原則とあるんです。この中で何でこれに触れないんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほども申し上げましたとおり、大きな病院の中にはさまざまなものがありまして、そういった中で適正在庫等を管理するというので、昨年棚卸し等を実施しまして、随時それを拡大しているわけです。こういった中で、先ほど言ったように不良在庫とか、そういったものを把握しながら適正在庫に近づけるように棚卸し等を持っております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 棚卸しをするということは、ないものをあるというふうに見せかけるわけではありませんので、現在、病院が仕入れている中で、まだ使っていない未使用のもの、これを在庫として把握するというのは何ら差し支えないと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英）　ということは、質疑の中でも言ったんですけれども、じゃ、平成17年以前の棚卸しは何だったんですか。これからもどんどん増やしていくと。これは物流システムを入れたのは昨年3月に入れているわけでしょう。1年かかって、まだできないということはどう考えたっておかしいんじゃないですか。棚卸し方法も最初は目視でやっているんだから発生主義でやっているのか知りませんが、発生主義と言っていましたよね、これは分かりますよ。でも、途中から要するに電子カルテで病棟にある消耗品も全部カウントできると。去年はそうのように答えているんですよ。でも、これにしたって、今まで数えないものを数えたということ自体が、期中にやったこと自体が違法性があるのではないかと。去年は去年でいいですよ。今年は、じゃ、何でこれは7,000万円に増やしたんですか。これは利益を調整する、普通だとこれというのは意外と利益を調整する方向に持っていく可能性が多いんですよ。給料を取っている人は、多分あまり分からないと思うんですよ。でも、少ない売上げですね、継続して同じような金額が売上げのある人だと、在庫の分は出さない、出しても同じだったら出さなくてもいいということがあるんで、多分、中央病院は今まで平成17年まででいたい9,800万円とか1億円の下でやってきたと思うんですよ。ところが、何で平成18年度になって約倍になったのか。

それから、また今年はそれにプラス7,000万円というのは、倉庫を調べたから、じゃ、その伝票をカウントしなかったのかということ、去年の時点で物流システムを導入したときに、そういうことをやっていないじゃないのか。でも、これは2回も3回も同じことはできませんよ。普通は1回ですよ。この7,000万円のなぜ増えたかの理由なんですよ。それを公明正大に答えていただきたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹）　滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武）　ただいま委員からあったように、病院が今現在、棚卸しを昨年からはやってきております。棚卸しというのは、やはりこれから先も未来永劫、継続性の原則という中で引き続き棚卸しを病院は実施していくつもりでおります。

ただいま質問があった中で、昨年と今年と、またなぜ8,000万円近くが増えたかということのご指摘ですが、平成18年度の棚卸しというのは、この間も述べたように、要は薬剤部の倉庫の部分、ここの部分だけを実施していたと。今年度に限っては、それプラス調剤薬局、それから診療材料等の病棟への倉庫、こういったところの倉庫まで棚卸しを実施したということでございます。これからも引き続きやっていくつもりでおりますので、よろしくお願

します。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今言ったことと去年言ったことは違うでしょうよ。去年、再整備室長が言ったのは、去年の時点で机の上にあるのも電子カルテが導入されたからカウントしましたと言ったんですよ。あなたが、きょう言っていることは違うでしょう、逆のことを言っているでしょう、どう説明付けますか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鏑木友孝） 去年の時点では、薬、数多くありますけれども、倉庫の部分をカウントしたというようなことを言ったかと思うんです。今回はその範囲を各病棟の部分までできるようになった。その何というか、利益を調整するというような、そういうつもり全然なくて結果的なことなんですけれども、その範囲を広げたというようなことです。物流システムを確かに入れましたけれども、入れたからすぐに使えるというものではありませんで、そんなことでいろいろできるところからやってきたというようなことであります。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） だから、あなたが言ったことは、去年はそんなこと言わなかったでしょうよ。あなたは要するに、電子カルテを入れたから机の上にあったものもカウントしたから増えましたと言ったでしょうよ。それは代表監査、木村先生にも、あなたの言ったことはちゃんと行って、木村先生からもそういう回答をいただいているんですよ。今言っていることは、あなたが去年言ったことと今言ったことは逆のことを言っているでしょうよ。去年が倉庫をやった、今年は机の上、今、経理課長が言ったことと逆じゃないですか。そんな、じゃ、なんだったら調べてもらってもいいですよ。

それと、もしそうだとすると、何で7,000万円を増やしたんですかということ、ということは、社会保険庁と同じで、後出しじゃんけんをやって、困ってきたらどんどん、今からも在庫品を調整して出してくれますよと、これは一貫性がないじゃないか。今まで在庫でカウントされていないものは、カウントされないままでいいじゃないですか。そうすれば利益の調整にはならないですよ。継続性の原則というのは利益を調整するかしないかなんですよ。それは企業会計やっている方はみんなご存じだと思いますけれども。

ちなみに水道課長はどう思いますか。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

これは水道課と病院関係はちょっと……

（「企業会計であれば同じような法律で同じようにやっているんだから」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） あくまでも自分のほうのということで、水道のほうでは、貯蔵品につきましては水道メーターだけということで非常に単純になっております。ただ、在庫については買うときも関係するわけですが、そんなに極端には買いませんので、当然、収支計画の中でどれぐらい必要かと。メーターの交換につきましても計画的に行いますし、また年間どれぐらい加入者が増えるかということもございますので、それらを予測しながらやっておりますので、水道会計につきましては、ほとんど貯蔵品については大きくは変わることはありません。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） あくまでも倉庫というのは貯蔵品の範囲なんですね。それで使った額を使用額として初めて使ったというようなことなんですけれども、その範囲がコンピュータの関係で進めることができまして、現実に近い、使った額をカウントできるというようなことをするために、あくまでも貯蔵品である部分については現場在庫であっても、使っていなければ、それをカウントしているというような作業を行っております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

ということは、だから先ほども言ったでしょう、平成17年以前にそのようなことでカウントしなかったのなら、平成17年と同じに、その部分についてはカウントしなかったら、在庫はこんなに出てこないでしょうというのが。だから、こんなに、じゃ、電子カルテにしましたよ、それから物流システムにしましたよとってカウントするということは、カウントしなかったものをカウントするんだから、今までであってもカウントしなかったんだ、カウントしないでやれば、利益をつくった、創造したになるわけでしょうよ。利益を調整したんですよ、あなた方はどう思うかもしれないけれども。我々の企業会計とか税法で言えば、絶対それは利益の調整になりますよ、それでいいんですか、本当に。今まで平成17年までカウントしな



かったものは、カウントしないでやってみれば分かるでしょうよ。

じゃ、逆に言えば平成18年度も平成19年度もカウントしないでやってくださいよ、どのくらいの利益になるか。平成17年度まではカウントしなかったんでしょ、在庫品について。倉庫にあるものについても机の上にあるものについてもカウントしなかったわけでしょう。だから、それをカウントしないで適正な貯蔵品を出してくださいよ。そしたらどのくらいになりますかと。そうすれば簡単に言うと平成18年度の決算額3億数千万円、今年の3億1,000万円、それも相当動くんじゃないかということ。私が言っているのはそういうことなんです。だから、今まで載せないものを何で急に載せなくちゃしょうがない、皆さんも分かりませんか。今まで全然載せなくて済んだんでしょよ、指摘もされなかったんでしょよ。だったら、何で載せなくちゃしょうがないんですか。載せるということは利益の修正になるんですよ、最終的には。今まで今年買った経費から何億円、5,000万円でも1億円でも引くということなんです。それを絶えず増やしていくということは、費用を圧縮して利益を創出するということですからね。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと滑川委員のご質問とこちらの答えがかみ合っていないものですから、少し補足をさせていただきますが、確かに今は申し上げたのは適正な在庫の棚卸しをしていると。それが平成17年度まではしていなかったけれども、去年から始めたということで、それで平成18年と平成19年では範囲が、数字が違っているのは棚卸しの範囲を拡大をしたということをおっしゃっているわけでありませぬ。

それであと、今後どうしていくんだということになると、これからも同じようにやっていくわけでありませぬから、今度はやる範囲が今までやってこなかったけれども、これからは適正な在庫管理で棚卸しをしていくということでありませぬから、今後については、やっていくわけでありませぬから、しなかったからということをおっしゃっている意味が、逆によく分からないところもあります。

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 棚卸しを実施しているということは、適正な在庫管理もありますけれども、その商品の中に例えば不良品とか、そういったものがないかどうか、そういうのも見ながら、そういう棚卸しというのが必要なわけですので、その辺ひとつ、ただ棚卸し自体は、これからも継続してやるということ、これが一番大事なことで、要は利益調査

で例えば今年やって、来年やらなかったとか、それはやはりまずいことで、これからも継続性をもって引き続き棚卸しをやるということが一番大切なことだろうと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今、課長の言ったことは答え出ているじゃないですか。平成17年度までやらなかったんだから、それをこれからどんどんやっていくということは、今回でも、去年も一部しかやらない、今年も一部しかやらない、また来年も一部だったらどんどん棚卸しが増えていくということでしょうよ、そんな話ではおかしいでしょうということ。売上げはほとんど変わらないで、購入価格は少しずつ上がっていくかもしれないけれども、何でそんなに増えなくちゃしょうがないかと言っているんですよ。平成17年までカウントしていないものだったら、カウントしない状態を出していただければ、もうちょっと正確な決算内容が分かるでしょうと言っているんですよ。だから、それを棚卸ししないものを在庫を、そんなら棚卸しはどこの企業だって大きくなれば絶対やっていますよ。やらないというほうがおかしいんですから。だから数千万円、数百万円くらいの売上げであれば、前年で同じくらいの棚卸しならゼロでも税法上は全然何ら差しさわりはないんですよ。ところが両方、売上げと経費を寄せたら600億円の企業でしょうよ、それが棚卸しやらない、いいかげんなことをやったこと自体がおかしいんですよ。

だから、これを例えば何回も言うけれども、平成18年はやらないものを使ったんであれば、平成19年ももっと拡大してやらないものを使っているのであればおかしいでしょうと言っているの、継続性じゃないでしょうと言っているの。だから平成17年まで同じ計算の仕方で決算を出していただきたいんですよ。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 私の答弁は重複しますが、これだけの大きな病院がやっていく中で、やはり商品というか、要は診療材料、そういった薬品、そういったものが大量なものがあるわけですね。そういったものの要は適正な在庫管理、それから不良在庫、そういったものを把握するという作業は当然必要なことであり、そのために私どもは在庫管理という形で棚卸しというものを導入というか、去年……、今回2回目になりますけれども、実施したわけです。

委員が言うように、じゃ、それ以前はいいかげんなことをやっていたのかなということに

なりますけれども、ちょっと私もそれ以前いなかったもので、ちょっとよく分かりませんが、ただ、棚卸しということ自体は、先ほど委員も言ったように、どこの企業もやっているという中で、病院としても適正な在庫管理、不良品管理をするためには必要だということで棚卸しを実施しているということでひとつご理解してください。

これからもそれを継続して要はやっていく、1回棚卸しをやって、これで例えば来年利益が出たから棚卸しをやめちゃおうとか、それはやはりまずいことなんで、そうではなくて、引き続きずっと棚卸しをやることで、本当の病院の機能が発揮できるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 私は棚卸しをやれとかやらないとかと言っているんじゃない、棚卸しは企業会計で原則ですよ、これは。やるのが当たり前ですよ。これからやっていくなんて何を考えているんですか。今までやってこなかったことを、これからやっていくと答えているのと同じじゃないですか。

だから、だったら平成18年の決算、平成19年度の決算が正しいのであれば、平成17年度までの棚卸しは全然やっていないと、発生主義だけでやってたと、現物は見えてないと。じゃ、我々の決算処理はおかしかったと。そのかわり棚卸しやれば平成17年までの決算金額というのは億単位でプラスになりますよ。逆に言って、平成18年度から億単位でマイナスになりますよ、同じことをしていれば。同じようなものがあるわけですから。企業は棚卸しをやるのは当たり前なんですよ。継続してやっていくのも当たり前なんですよ、何でそんな常識的なことを言うんですか、そんなのイロハのイでしょうよ。だから、加えないものを何でやったか。逆に何で平成17年までやらなかった、このどっちかでしょうよ。

今回の7,000万円はどうしてなったのかということなんだ、どこをどのように拡大したからなりましたかということ。それを答えていないでしょう、全然、答えているんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 平成17年までも棚卸しはやっておりました。ただ、それが正確にはできない、ただ、委員、数がすごくあるんですよ。それでその当時のやり方としては、例えば購入したらそのまま使ったことにしようとか、あるいは箱単位でやっていたりとか、箱単位というか段ボール何十箱と来ますから、そんなことでやっていたので、それが平成18年度からは、ちゃんとコンピュータ管理ができるようになって、それでさらに今回進めた。

だから、どちらかというとは今は正しいことに近づきつつあるというようなことなんですね。

7,000万円の内訳というのは、この後、経理課長のほうから申し上げます。

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 7,000万円の内訳としましては、薬品、これが棚卸しによって6,000万円、それから診療材料、こちらが2,600万円ですか、逆に棚卸しによって少なくなっているのがあります。これが消耗品ですか、こちらは700万円ほど減っております。

それで今の棚卸しの数字ができております。そのほかにも細かいものはありますけれども、大きなものは以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○委員長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 在庫管理するのは当然な話ですから、これは平成17年度までのことはちょっと甘かったなど、そういうふうに皆さん考えているし答えてもいますよね。それであれば、この貯蔵品の適正在庫とか、その辺につきましても代表監査の意見を早速聞いていただきまして、これが2年にも3年にもわたって、これからも在庫品を調整していくということは、どう考えても継続性の原則からいったらアウトに近いんですから、早速相談していただきまして適正な処理を求めます。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまの代表監査の件なんですけど、昨年、棚卸しを実施した時点で監査委員のほうから言われているのは、要は継続性を持って、これからも引き続きやってくださいねということをやられています。ただ一方で、今、継続性という中で滑川委員とちょっとかみ合わない点というのが、病院のほうで棚卸しが1回に全部できればいいんですが、それが1回に全部できなくて、今回、実施したのが薬剤の調剤薬局、その辺のとこ

ると、あと各病棟にあります倉庫に診療材料等があります。こういったところまでが今回、棚卸しができたということで、このところは引き続き私どものほうでも、これからもやっていきますので、そういった中で適正在庫、不良品等を把握しながらやっていくつもりであります。

この件に関しては、私どもも定例監査の中でも、監査委員のほうにも今回、議会の件も踏まえて報告しながらやっていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 滑川委員。

○委員（滑川公英） そのことにつきましては代表監査の木村先生のお話では、2年も3年にもわたって、その在庫、要するに棚卸し調査をしていって増やしていくというのはいかなものかと、けさ聞いてきているんですよ。そういうことも踏まえまして、もうちょっと誰にも明瞭性ですよ、公正にやるべきじゃないでしょうか、誰にも分かるように。そういうことでぜひ代表監査の先生には、即相談していただきたいと思います。

以上で発言を終わります。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと今、確認、私は答弁はいりませんから、もしあれだったら。

在庫の確認というのを、ここで今、滑川委員やっていたと思うんですけども、まだこれは何年かかけなければ、すべての在庫整理はできないということになるんですか。もし、後でまたその辺、ちょっとあるならお願いしたいと思います。

それと有価証券は、途中、昨年度中に変化はあったんじゃないのかと思いますけれども、その辺のものについて1点。

それと、受贈財産評価額、資本剰余金の中にあるんですけども、金額がどうのこうのということではないんですけども、この辺の評価額ということになりますと、どのような手続き、方法等をもって評価を行うのか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 受贈財産の件に、こちらのほうから先に答弁させていただきたいと思います。

これは市町村合併に伴いまして、平成17年のときに、いろいろ各施設、この辺まで全部把

握したつもりでやっていたんですが、一つ養護老人ホームのほうで、今関記念の間というところで、要は患者さんというか利用した方から提供していただいたものが、これが346万5,000円ほど、これがもう既に破棄されているにもかかわらず、これが資産として載っていたので、今回それに気づいたので、その分を償却という形をとりました。

それから、有価証券のほうですが、有価証券は平成19年度の購入が全部で5本の10億円購入しております。それから満期が全部で11本の18億1,000万円満期になっております。こういったことで、平成19年度末の有価証券の残高は11本の19億円という残高になっております。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 2点お伺いします。

まず医師の近隣の病院に対しての派遣なんですけれども、この間の本会議では、その費用については病院が持つというような答弁をされたと思うんですけれども、どうも腑に落ちないもので、そのことについて本当に病院で全部持つのかどうかをお伺いしたいと思います。

それからもう1点は、41ページの企業債明細書が載っておりますけれども、繰り上げ償還ですか、これは病院としては考えていないのかどうかお伺いします。

○委員長（嶋田茂樹） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） では、私のほうから繰り上げ償還の件についてご説明させていただきます。

繰り上げ償還というのは、ただいま委員の話では、病院は繰り上げ償還なりをしないかという話で、これは金利の高いもの、6%、7%、8%台というものに対して、要は繰り上げ償還という形であります。ただ、これを実施しますと、3年間、新規の起債が要は凍結されるというのがあるんですね。それをやりますと、私ども病院のほうは、今ここで再整備事業というものを抱えていまして、要は今現在ある病棟と同じものを持った建物を別の場所に今建てるという形になりますと、それ自体がやはりちょっと抵触してくると。

それから、1号館、2号館、それから3号館、7号館という形で、今あるものを要は改修して違う機能で使おうという形の中で、やはりこれが今回の起債の繰り上げ償還という中で、要は3年間そういったものを、じゃ、新規の貸し出しの停止とか、要はそういった今現在あるものをいじってはならないとか、そういったところに抵触しますので、この繰り上げ償還というのは、病院としては現在考えておりません。

○委員長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 1点目は、今の繰り上げ償還の話をちょっと補足をさせていただきます。

本当は6%とか高金利のものがあって、それは返せば一番、1つは経営のためにいいわけでありませけれども、基本的に、これは返すにも許可が必要なんですね。その許可が必要だということと、今言ったように条件があって、それが今ちょうど合わないということがあって、本当は返したいんですけども、返せないという状況であります。

それからもう1点の、この間の議案質疑のときにご質問があって、近隣の病院に医師を派遣しているが、その費用はという話ですが、これはあのときの質疑の内容は、給料は派遣した医師は病院の職員のまま派遣をしています。ですから、給料は病院が持っていますということを言ったんですが、ただ、相手方から協定を結んで、それ以上のお金をもらっているんです。ですから、お金はもちろんもらっているわけですけども、払っているのは給料と、それから行ったことに伴う手当を診療手当としてお支払いをしているということを申し上げたわけであります。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑ありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 大変ご苦労さまです。

収益のほうも300億円の大台に乗りまして、300億円というとかなりでかい金額で、私どもちょっと想像もつきませけれども、出るほうもやっぱり300億円くらいと。でも、減価償却約20億円をカバーして利益を出していただいているんで、そういった意味では大変ご苦労さまですと申し上げたいと思います。

ただ、300億円で1%でも3億円なんですよね。だから、二・三%の狂いというのは、予算から見ても全くそのくらい違っているのかもしれないし、例えば補助金、負担金、交付金だけでも2億円ぐらい予定より増えていますから、だからこのままやっぱり1%でもいいですけども、とにかく減価償却をカバーして利益を何とか保っていただきたいと。できれば給与費、人件費のほうに上がって、あまり余分な設備投資せずに、その分を人件費のほうに向けていただいたほうがいいのかなと、私は基本的にそう思っています。ただやっぱりこれはみんな心配していますし、そういった意味で若干心配になる点を質問させていただきたいと思います。

先ほど日下委員からお話ありましたけれども、有価証券の残の件なんですけれども、これ

は私、組合のときに1回聞いて、何だと聞いたら国債だという話、もっとすごくあったんですよね、当初、私がお伺いしたときにはね。その年に10億円くらい減らしたんですかね、何か特別損失が出たという話だったように記憶しています。

それで、まず最初に有価証券がだいたい平成17年から10億円くらいの規模で減ってきている、予算ではもっと減る予定だったことになっていると思うんですけども、これによって発生した利益あるいは損金が出ているのかどうか。

2番目に、預金、現金が約40億円あります。41億円ですか、42億円くらいあるんですかね、この辺がどうなっているのか、本当に手元の現金が幾らぐらいで預金がどのくらいなのか、預金はどこの預金に納められているのか。

それから3番目で未収入金の内訳、だいたい医療報酬だろうと思うんですけども、今までの議案でもそうだったんですけども、やっぱりその中に不良債権といいますか、ちょっととれないのがあるのかなと、その辺ですね。何人でどのぐらい、何人ぐらいいるかでいいです、金額は分かりますからね。

それから4番目に雑損失の件、これの内訳、有価証券が利益になっていけば収益に入っているんでしょうけれども損金、その辺は含めて、多分これは消費税とすごい関係してくるんだろうと思うんで、仮に消費税が10%になったら多分大変なことになるのかなというふうに心配しています。

それから5番目に建設調査費、これはどんなものなのか、ちょっとその辺お願いしたいと思います。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ちょっと質問の順序と一緒にではないんですが、すぐ答えられるところから答弁したいと思います。

まず雑損失なんですけれども、これは雑損失の内訳としましては診療報酬査定減というものがあります。これは診療報酬をやりまして、こちらから当局に上げるんですけども、その中でちょっと計算が間違っていますよとか、そういったものをいろいろやりまして、それが約1億1,037万円ほどございます。それから取り立て不能欠損金、これが1,007万円ございます。これが去年は975万4,000円でした。それに対して今年1,006万8,000円という形で、ほんの少しなんですけど去年よりは増加しております。そのほかに消費税雑損失ということでこれがあります。これが5億7,739万円というような形。



あと未収金なんですけれども、この未収金の中に、先ほど委員が言われたように、そのほとんどが診療報酬の2か月分、入ってくるまでに2か月かかりますから、その部分がほとんどになりまして、あと一部診療報酬の未納患者、こういったものがございます。未納患者の部分というのは、毎年だいたい1億3,000万円前後発生しております。平成18年度は1億3,338万9,000円という形でしたが、平成19年度は1億2,991万6,000円ということで昨年よりも若干ですが減らしております。これは私ども経理課内にそういう未納の督促チームという形で3人専属の者を採用して、その辺とあと私どものほう、経理課の男子職員と併せて連携をとりながら督促を日々やっております、その結果が少しずつ減少していると。ただ、現実問題としましては、未納患者等については、結構外国人等の不法滞在者とか、そういった者が多いことで、やはり未納が発生するのは非常に件数的にはあります。そういったものの中で、何とか未収にならないように、損金にならないような形でいろいろ相談をしながら回収に努めております。

○委員長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうから、国債の、ちょっと県と建設調査費のことをお話しさせていただきます。

従来、有価証券で買い方、結論からいきますと特別損失というようなことではやったことなく、雑損失で処理している中なんですけれども、例えばオーバーパーといいまして、例えば100万円の額面のものを101万円とか102万円で買います。それは償還になるとときには100万円になるので、差額のオーバーパーの分、1万円、2万円というのは損失になります。それを雑損失の中で処理をしていると。ですけれども、そのオーバーパーの分を上回る金利が得られるというようなことなんです。ですので通常、国債とかにしたほうが安全性もありますし、それから当時、いろんなことでちょっと銀行のほうも問題になっておりましたので、当時から金融機関に預けるよりは国債とかというようなことで運用をしてきました。

それから、建設調査費の内訳なんですけれども、今、こちらのほう、どんなのが内訳あるかといいますと、例えば設計監理料でありますとか、コンサルタントに委託していただいている分につきまして、国の言うような形でやらせていただいております。ただ、平成19年度までですけれども、今回平成20年度予算で再整備で新棟というのが予算通りでしたけれども、平成19年度まではどのような形になるか分からないというような中であったわけなんです。それで正しく通常ある方法としましては、建設仮勘定というような固定資産のところで、この設計監理料とかというのを見るというようなことになっておりますので、今まで繰延勘定

ですか、ということで処理していただいておりますが、今回もう平成20年度予算で建設費のほう予算を通していただきましたので、今後は一たん、設計監理料、そこら辺につきましては振り替えさせていただくことを考えております。

それと、ただコンサルタントの費用とかというものは、これは本来、費用的な性格のものなんです。ただ、その効果が単年度だけではなくて、数年間に及ぶものということで、このような形をとらせていただきましたが、これにつきましても後々に完成した後は、これも償却していくというような形を取りたいと思っております。

私からは以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほどの質問の中の国債の残高と預金等についてということで質問がありまして、国債については平成17年度末なんですけれども、まず預金のほうが29億3,075万円ございました。国債が37億1,000万円ということで、合わせますと66億円の残高がございます。18年度末、こちらが預貯金関係が、これが34億8,513万円ございます。国債の残高が27億1,000万円ということで、合わせますと62億円ございました。今回平成19年度末は預金残高が41億7,853万円、それから国債残高が19億円、合わせまして60億円の残高になっております。ちなみにこの平成19年度末41億円という形になってはいますが、この中で本年度20年度の4月と5月にそれぞれ国債を購入してございまして、それは今ちょっと調べます。先ほど現金預金関係で41億7,000万円という形で言いましたけれども、本年に入りまして4月28日に7億円、5月1日に6億円ということで13億円、国債に運用しています。今年度から再整備事業という形になりますので、その再整備に影響が出ないような形で、比較的短期なものとして運用しています。

預貯金の残高の先ということが一つあったと思います。診療報酬の大きなやつで入ってくるものについては、千葉興業銀行と、あと千葉銀行と、あと京葉銀行のこの三つと取引しております。ただ、京葉銀行のほうは飯岡診療所の診療報酬関係が入っております。本体の部分は千葉銀行と千葉興銀の2行に入っております。病院の場合の決済関係は、主には千葉興行銀行を使っておりますので、ふだん、末になりますと千葉銀行の残高的にはだいたい1億円を少し超えるぐらいの残高になってはまして、あとが千葉興銀の決済口座という形になっております。

以上でございます。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 建設調査費については分かりました、了解しました。

それで国債13億円買い戻したということは、今現在34億円か35億円ぐらいの国債残高があるということですかね、いいです、多分そういうことでしょうかね。

国債が平成16年が42億円、平成17年が37億円、平成18年が27億円、今年度が19億円、予算では10億円になるという話だったんで、何でこんなに換金していかなきゃいけないのかなど心配していたわけですがけれども、やっぱり再整備で物入りが必要なんだろうということで理解していたわけですがけれども、買い戻したということで一安心といたしますか。

現金、預金が40億円という話が、ちょっと私はもう全然経験もないし、ただ昔、飯岡農協でこのぐらいの現金が金庫にあるという話だったんです。いざ、でも金庫をあけたら紙切れだけだったと、そういう話があるので、40億円というと1%でも4,000万円ですよ、利息が。1割で4億円ですからね、1%でも4,000万円でしょう。通常こんなお金を現金で持っているところはほとんどないと思うんですよ。だから、決算で見ますとだいたい35億円か40億円ぐらい現金、預金で残っているんで、本当は現金、今、金利安いですから、余計銀行に持っていかなくてもいいのかなとは思いますがけれども、それにしても金額が金額なのでお伺いしてみたわけです。

ただ、そういった意味で、耐えず現金、銀行に置いておけば幾らかでも、あるいは預金しておいて、それを担保に借りるとか、まずどのくらいか知りませんが、とにかく金額がでかいんで、その辺の管理、それから安全性の問題もあるしということでちょっとお伺いしたんですが。

それで、その雑損失の中で、先ほど消費税が約5億8,000万円ですか言っていました。これはそんなに遠くない時期に多分10%ぐらいになるのかもしれないし、単純に10%になったら、単純に倍ぐらいを考えてもいいんでしょうか、これはもう決算と関係ないんですがけれども、その辺をお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 消費税に関しまして、病院の場合には最終納税者というような形になっているわけなんですけど、ただ、それも全部が全部、消費税がかかっているわけではなくて、物によってになります。今現在5%の消費税の中で、それが10%になれば倍になるのかという質問がありましたけれども、基本的にはやはり同じように倍になるはずなんですね。ただ、消費税を取っている中で、消費税の控除という形で総体の収入の中から控除でき

るものがありますので、そういったものを控除して、なおかつこういう形でやっております

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に病院の消費税経理というのは、だいぶ複雑だと、難しいとだいぶ前に言われて聞いてきております。だから、あるいはもしそうなったら、やっぱり経理の仕方を、例えば公の機関に特別、計算の仕方を変えてもらうとか、そういう話はできるんですか。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 現在、私どもの経理課にベテランの者がおりますので、その者が全部消費税関係、そういうものを計算していて、またそういうシステムを入れまして、今現在、経理課のそういったものについて、今、消費税云々というものはきちっとそういうものを管理してやっております。

○委員長（嶋田茂樹） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） もろもろのそういった意味でちょっと心配な点がございます。仮にそういうもの、消費税が上がっても、そのくらいは何とか対応してやっていかなきゃいけないので、大変でしょうけれども、その辺のところも考えておいていただいて、できるだけ節約できるところは節約していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、補足説明で足らなかった分ということで若干説明を加えさせていただきたいと思います。

3ページ、損益計算書になりますけれども、今回2,089万518円ということで経常損失を出しました。この要因につきまして若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、昨年10月からは改修工事を始めておりますので、この関係が1つございます。それと経営改善を併せて実施しておりますので、サービスの向上を目指したということで、これが主な要因というふうにとらえています。具体的には改修工事の部分ですけれども、まず1階の大広間をレストラン化いたしましたので、この関係が若干災いしたのかなというふう

思います。それと工事中でございますので、予約につきましては告知をいたしまして予約をとっております。この関係も若干影響したのかなというふうに思っております。

それと経営改善につきましては、何度か補正予算にも出ささせていただきましたけれども、臨時職員の賃金を追加しております。いわゆる差別化を図れるような料理に改善をしておりますし、またレストランの運営等につきましても、新しいサービスを導入したということでご理解をいただきたいと思っております。

それともう一つ、大きな点がございまして、年間延べ約600人を使っていたが、毎年使っていた団体ですけれども、これは組合なんですけれども、これがいわゆる解散をしたということで、この600人がまず入らなくなってしまったということが一つ、昨年度は大きな点がございました。したがって、前年度繰越金760万円ほどございましたけれども、これを差し引きまして1,323万77円が未処理欠損金ということで翌年度に繰り越すということでご報告をいたしました。この欠損金につきましては、施設のリニューアルも進んでおります。これらのリニューアルの効果を生かしまして販売促進対策によりまして、その解消に積極的に取り組んでいきたいというように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（嶋田茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田茂樹） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わります。

---

#### 議案の採決

○委員長（嶋田茂樹） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

---

○委員長（嶋田茂樹） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時 7分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 嶋田茂樹